

中期目標	中期計画	平成 16 事業年度計画	平成 16 事業年度業務実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と中小企業退職金共済事業との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。また、職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、内外の人事交流の推進等に積極的に取り組むこと。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立 イ 当面する課題に積極的に対処し、効率的に業務を推進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の組織体制を整備するとともに、中期計画の遂行状況を踏まえて、柔軟に見直しを行う。</p> <p>ロ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>ハ 職員の資質の向上を図るため、毎年度少なくとも4回程度の企業会計、資金運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するとともに、当該分野等の資格取得を支援する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立 イ 一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）に係る退職金支給事務の一層の的確化、迅速化を図るための組織整備など、効率的に業務を推進するための体制の整備を行う。</p> <p>ロ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>ハ 研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、企業会計、資金運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を少なくとも4回以上実施する。また、当該分野等の資格取得の支援方法等を検討する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画に基づき平成16事業年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出を行うとともに、ホームページで公表した。</p> <p>(1) 効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立</p> <p>イ 次のとおり効率的に業務を推進するための組織体制の整備を行った。</p> <p>① 16年4月1日付で次のように組織の体制を見直した。 i 適格退職年金（以下「適年」という。）制度から一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）制度への移行促進を図るため、15年度に新設した適格年金移行課の増員等により、加入促進体制を強化 ii 退職金支給事務の的確化、中退共本部の企画能力の強化等を図るため、給付管理室及び企画調査役を設置</p> <p>② 加入者の利便性の向上や相談業務の効率化のため、中退共の相談センター、建退共の相談コーナーを同一フロアに移動</p> <p>③ 個人情報保護の強化に向け、既存業務の見直しとともに電子錠によるセキュリティーの強化など体制を整備</p> <p>ロ 次のとおり職員の採用案内の送付先などを見直し、応募者数が前年の約3倍となった。(246人) (参考15年度88人)</p> <p>① 公共職業安定機関（学生職業総合支援センター）だけでなく幅広く個別の大学に採用案内を送付 ② 募集要項に「資産運用業務」を追記 ③ 採用試験受験申込書と履歴書を統一した書式に見直し</p> <p>ハ○ 各職務階層別の研修及び資金運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を体系化した能力開発プログラムを策定し、これに基づき、平成17年度の研修計画を策定した。また、業務に関連する資格取得を支援するため受講料補助、受験日に特別休暇を付与することとした。</p> <p>○ 次のような研修を積極的に実施した。 (65講座、533人参加) (参考：15年度下半期 6講座、195人参加)</p> <p>① 基本研修 (9講座、332人参加) i 組織開発・全体関係 ・情報公開と個人情報保護 (2講座) ・電話対応セミナー ii 節目関係 ・新規採用職員研修 ・人事評価研修会及び説明会 (2講座) iii 専門能力関係 ・企業会計及び独立行政法人会計の基礎知識 ・財務諸表の分析 ・資産運用研修</p>

	<p>ニ 効率的かつ柔軟な人員体制の確立と幅広い職務経験を通じた職員の資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施するとともに、年金資金運用機関等との交流を図るなど内外の人事交流を行う。</p>	<p>ニ 職員の資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。</p> <p>ホ 年金資金運用機関等との人事交流を行うための検討を行う。</p>	<p>② 実務研修 (56 講座、201 人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 人事・会計関係 <ul style="list-style-type: none"> ・給与実務研修会 (3 講座) ・政府関係法人会計事務職員研修 ・職業能力開発推進者講習 ・国家資格衛生管理者受験講座 ・その他労務担当者研修等 (3 講座) ii 契約・給付・相談関係 <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の本人確認方法講習会 ・その他退職所得等税務関係研修 (3 講座) iii 加入促進関係 <ul style="list-style-type: none"> ・営業活動のパーソナルスタイル iv 資産運用関係 <ul style="list-style-type: none"> ・新任運用担当者研修会 (2 講座) ・公社債基礎研修 (2 講座) ・その他セミナー・研究会等 (30 講座) v システム関係 <ul style="list-style-type: none"> ・Web メンテナンス研修 ・統計数理概論・統計学概論 ・その他情報処理関連研修 (6 講座) <p>(添付資料① 能力開発プログラムの概要)</p> <p>ニ 職員の資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行った。(16 年 4 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 異動する 30 歳以下の職員は全て初めての部署に配置した。 ② 中高年の職員についても、その能力・適性・経験等を踏まえて適材適所の人事配置をした。 ③ 人事異動の規模 37% <p>ホ 年金資金運用機関等との人事交流に向けて若年者向けの資産運用研修の実施のほか条件整備等の協議を行い、17 年度から年金資金運用基金へ職員を出向させる運びとなった。</p> <p>へ 人事評価制度について、年度後半に試行する等により検討を行い、17 年度からの実施の運びとなった。</p>
--	--	---	---

評価の視点	自己評価	評定
<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の在り方について、中期計画の遂行状況を踏まえた見直しを行っているか。 ・職員の採用、研修、人事交流等について、計画的かつ積極的に実施しているか。 	<p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適年制度からの移行促進強化のため 15 年度に新設した適格年金移行課の増員等により、加入促進体制の強化を図っている。 ○ 加入者の利便性の向上や相談業務の効率化のために事務室配置の見直しを実施。 ○ 職員の採用案内の送付先などを見直したことなどにより、応募者数が前年の約 3 倍となった。 ○ 65 講座、533 人を対象に研修を実施するなど、能力開発策を大幅に拡充。 ○ 各職務階層別の研修及び専門的、実務的な研修を体系化した能力開発プログラムを策定し、これに基づき、平成 17 年度の研修計画を策定している。 ○ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行うとともに、年金資金運用機関等との人事交流に向けて条件整備等の協議を行い、17 年度から年金資金運用基金へ職員を出向させる運びとなった。 ○ 人事評価制度について、年度後半に試行する等により検討を行い、17 年度からの実施の運びとなった。 	<p style="text-align: center;">A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通り進んでいる。 ・ よくやっている。 ・ 採用案内の送付先の見直しを行った。 ・ 職員研修を大幅に増やす等、研修、評価システムの改革は高く評価できる。 ・ 各種施策の期待される成果について時間をかけて見守る必要がある。結果を期待したい。 ・ トップレベルの活動が見えない。もう一歩、上の対応が求められる。 ・ 研修の受講生の評価を受けるべきであると思われる。37%が異動対象となることによって、財務効率がマイナスになる可能性が多い。 ・ 個別技能の研修はいいとしても、組織の中核となる資金運用、あるいは組織管理・経営管理といったコア人材の育成プログラムも強化すべきである。

中期目標	中期計画	平成 16 事業年度計画	平成 16 事業年度業務実績																		
<p>(2) 内部進行管理の充実 職員の意識改革を図るとともに、業務の遂行状況を機構として組織的かつ定期的に管理し、必要な措置を講ずること。</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実 独立行政法人制度の趣旨を踏まえて職員の意識改革を図る。業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実 イ 16年度計画の実施事項及び16年度計画の進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。</p> <p>ロ 四半期ごとに業務推進委員会を開催し、年度計画の進捗状況等の検証を行う。</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実 イ○ 年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、LANにおいて15事業年度の業務実績評価結果と併せ、職員一人一人にその内容の周知を図った。 さらに、年度計画とリンクした業績評価を行う人事評価制度の試行を通じて、計画における各職員の位置付け、役割を明らかにすることにより職員の更なる意識改革を図った。 ○ 各事業本部においては、幹部会等を定期的に開催し、年度計画の周知や計画実施にあたり、各課、室で役割分担をした上で、計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行った。これを踏まえ、理事会においては、各事業本部から共済制度への加入・脱退状況などの報告を行い、機構業務全般の状況把握をするとともに、業務運営方針などの審議・決定をした。</p> <table border="1" data-bbox="1611 659 2778 911"> <thead> <tr> <th></th> <th>理事会 (機構)</th> <th>幹部会 (中退共)</th> <th>部内会議 (建退共)</th> <th>部内連絡会議 (清退共)</th> <th>部内連絡会議 (林退共)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成員</td> <td>全役員 全部長 (18名)</td> <td>担当理事 部次長 (11名)</td> <td>理事長代理 部次長課長 (14名)</td> <td>部長以下 係員まで (6名)</td> <td>部長以下 係員まで (6名)</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>13回(注2) (毎月)</td> <td>12回(注3) (毎月)</td> <td>30回 (隔週)</td> <td>15回 (毎月)</td> <td>12回 (毎月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 開催回数欄の括弧内は、原則の開催時期であり、状況に応じて随時開催 (注2) 理事会のほか、役員のみによる打ち合わせ会議を原則毎月1回開催 (注3) 複数の部がある中退共においては、それぞれの部においても随時部内会議を開催し、計画の周知、業務遂行状況の把握を実施</p> <p>○ 16年度計画の進捗状況の検証結果については、各事業本部において開催されている幹部会等において各課長、室長はもとよりLANにより各職員に周知を行った。</p> <p>ロ○ 年度計画の進捗状況については、全役員等で構成する業務推進委員会を開催して、各事業本部等から四半期における項目ごとの進捗状況の報告を受けるとともに、その結果に基づき必要な措置を講じた。 【主な措置】 ・四半期ごとの予算執行状況、予定外の必要経費を踏まえ、経費節減を指示 ・自然災害による新規加入の減少等加入状況を踏まえ、加入促進対策を強化</p> <p>○ 16年度は委員会を5回開催した。 16.4.22～4.27 15年度実績報告(速報)に基づき審議 16.6.15 機構の15年度実績報告(案)の審議 16.7.29～8.4 第1・四半期における年度計画の進捗状況の報告を受け、検証を実施 16.10.8～10.14 16年度上半期の進捗状況報告に基づき検証を実施 17.1.17～1.18 第3・四半期における年度計画の進捗状況報告に基づき検証を実施</p>		理事会 (機構)	幹部会 (中退共)	部内会議 (建退共)	部内連絡会議 (清退共)	部内連絡会議 (林退共)	構成員	全役員 全部長 (18名)	担当理事 部次長 (11名)	理事長代理 部次長課長 (14名)	部長以下 係員まで (6名)	部長以下 係員まで (6名)	開催回数	13回(注2) (毎月)	12回(注3) (毎月)	30回 (隔週)	15回 (毎月)	12回 (毎月)
	理事会 (機構)	幹部会 (中退共)	部内会議 (建退共)	部内連絡会議 (清退共)	部内連絡会議 (林退共)																
構成員	全役員 全部長 (18名)	担当理事 部次長 (11名)	理事長代理 部次長課長 (14名)	部長以下 係員まで (6名)	部長以下 係員まで (6名)																
開催回数	13回(注2) (毎月)	12回(注3) (毎月)	30回 (隔週)	15回 (毎月)	12回 (毎月)																

ハ 経済・金利情勢に対応するため、資産運用担当役職員で構成する資産運用委員会を四半期に1回以上開催し、各共済事業の資産運用結果等について、最新の情報の把握をするとともに、運用計画等の審議を行う。

ニ 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会に、15年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

〈中退共事業〉
 ○ 加入促進対策会議を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。

ハ 資産運用の実施に当たっては、各事業本部ごとに資産運用委員会を四半期に1回以上開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の運用資産・評価損益状況等の把握を行うとともに、毎月又は四半期単位の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。

資産運用委員会	中退共	建退共	清退共	林退共
構成員	理事長・担当理事 運用担当職員 (13名)	担当理事 運用担当職員 (9名)	担当理事 運用担当職員 (5名)	担当理事 運用担当職員 (5名)
開催回数	12回 (毎月)	5回 (四半期毎)	8回 (四半期毎)	5回 (四半期毎)

(注) 開催回数欄の括弧内は、原則の開催時期であり、状況に応じて随時開催している。

ニ 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会を2回開催し、4共済事業ごとに15年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。
 ○ 第1回 16.6.30 4共済事業ごとに運用結果報告、運用の目標等の部分に関する評価報告書案の審議
 ○ 第2回 16.9.14 15年度の資産運用結果全般にわたる個別具体的な評価
 ○ 16.10.19日付で評価報告書を公表

〈中退共事業〉
 ○ 原則四半期毎に開催する加入促進対策委員会(16年6月18日、9月17日、11月5日、12月16日、17年3月18日)において、加入実績、対策の遂行状況を把握した上で対策の具体的実施方法の調整等を行っているが、新規加入伸び悩みに対応して11月5日の委員会において追加加入策を強化することとし、その一環として、追加加入勧奨の対象事業所を大幅に拡大するなどの対策を講じた結果、16年度における加入目標を達成できた。このほか、17年度計画の審議を行った。

評価の視点	自己評価	A	評価	B
<ul style="list-style-type: none"> 内部の会議を定期的で開催するなど、業務の遂行状況の把握や一体的な業務運営のために必要な措置を講じているか。 	(理由及び特記事項) ○ 機構全体及び各事業本部ごとに、また、資産運用、加入促進など目的に応じた各種会議を定期的開催の上、年度単位等の計画の策定を行うとともに、その計画の進捗状況や資産運用の状況など、業務の遂行状況の把握をきめ細かく、確実に実行し、自然災害後の加入促進対策の見直しなど進捗状況等を踏まえた機構全体での業務の計画的かつ着実な進行に努めた結果、年度全体として目標を達成できている。 ○ 15事業年度の業務実績評価結果と併せ、職員一人一人にその内容の周知を図るとともに、年度計画とリンクした業績評価を行う人事評価制度の試行を通じて、計画における各職員の位置付け、役割を明らかにすることにより職員の更なる意識改革を図っている。 ○ 金融関係の外部の専門家で構成する資産運用評価委員会において、15年度運用結果の評価を受けるとともに、指摘された事項については、これを十分踏まえた運用を実施するとともに、中期的な課題については具体的な対応を検討している。		<ul style="list-style-type: none"> 当機構の問題点等を職員全員が共有し解決に向け職員全員の力を合わせ、目標を達成していただきたい。 LANを活用した周知を行った。 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会を開催した。 計画通りに進んでいる。 職員一人一人への周知徹底、委員会・会議の定期的開催、資産運用に関する検討と評価の仕組みなど、着実に制度整備が進んでいる。 内部管理体制が確立されていることを評価する。 年金制度の重要性から見て、引き続き資金運用の改善に取り組むべきである。 経済環境から見て新規加入が増加しにくいという事情はあるが、これについても引き続き努力を続けるべきである。 	

		<p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適格年金制度からの引継契約申出事業所の申出人数、引継金額等の情報を、中退共LANにより関係課間で共有化する。 <p>〈建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構と建退共事業に係る業務委託先とのオンラインの整備を今年度中に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内会議等の会議資料の調整 ・ 四半期ごとの業務推進委員会による計画の進捗状況検証資料の調整 ・ 人事評価制度に関する目標管理表・業績評価シート等の様式 ・ 電話対応マナー等のマニュアル及びQ&A ・ 供覧文書配布 <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適格年金制度からの引継申出事業所一覧表（受付日、事業所名、申出人数、引継金額、受託機関、振込依頼書発送日、入金日、共済契約者番号等）の情報について、中退共LANにより16年7月から関係部課間で共有化を開始した。 <p>〈建退共事業〉</p> <p>【16年度の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構と業務委託先とのオンラインの整備を9月に実施し、処理期間短縮に向けた基盤整備を行った。 				
<p>評価の視点</p>		<p>自己評価</p>	<p>A</p>		<p>評価</p>	<p>B</p>	
<p>・ 機構と建設業退職金共済事業に係る業務委託先とのオンラインの整備など、事務の効率的な処理を図っているか。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理・手続等について、簡素化・迅速化を図る観点から点検を行い、152件の見直しを行っている。 ○ 決裁、回覧ルートの見直し、簡素化を図るとともに、LANを活用して職員が共有して使用する書類の閲覧や内部の連絡文書の配布などを行い、文書の電子化・ペーパーレス化を推進している。 ○ 機構と業務委託先とのオンラインの整備を9月に実施し、処理期間短縮に向けた基盤整備を実施している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通り進んでいる。 ・ 着実な努力を、評価する。 ・ 目標に対する取り組み方は水準以上であり、また進行度も高く評価できる。 ・ 事務処理の迅速化のための見直しを行った。 ・ 小さな事の積み重ねが重要であり、職員からのアイデアが生まれ実行できる体制の整備を期待する。 ・ 見直しの内容及びその効果が問題である。 		

中期目標		中期計画		平成 16 事業年度計画		平成 16 事業年度業務実績	
<p>(4) 外部委託の推進 業務の見直しにより、その外部委託を推進すること。特に、一般の中小企業退職金共済事業におけるシステム開発を外注化すること。</p>		<p>(4) 外部委託の推進 イ 業務の見直しを行い、外部委託を推進することにより、事務処理を効率化する。</p> <p>ロ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業におけるシステム開発業務については、事務処理の安全性・確実性の確保及び現行システムの質の維持ができるよう精査した上で、費用対効果を考慮しつつ、基本的に計画期間内に外注化する。</p>		<p>(4) 外部委託の推進 ○ 業務の見直しを行い、外部委託できる事務処理について検討する。</p> <p>〈中退共事業〉 ○ システム開発業務の外注化に向け、基本設計書、詳細設計書の作成・整備の外部移管作業を移管先と連携し行う。（18年度完了予定）</p>		<p>(4) 外部委託の推進 ○ 既存の委託業務について、費用対効果の観点から、経費の削減や委託内容の見直しを行った。 ※ 機構では、支店等を置かず、加入申込み受付業務、掛金等の収納、退職金等支払いの業務などを金融機関（578行）や都道府県単位の事業主団体（141団体）に業務委託</p> <p>・既に外部委託している被共済者管理システムについて、15年度に契約単価の見直しを行い、16年度から実施した結果、3,509千円の経費節減（建退共）</p> <p>（添付資料② 制度の仕組み図）</p> <p>〈中退共事業〉 ○ 事務処理の効率化等を図るため、中退共事業におけるシステム開発業務を中期計画期間内に外注化することとしている。</p> <p>【16年度の実施状況】 ○ 15年度に策定したシステム移管計画のうち、16年度分の次の業務を移管した。 ① 契約者・被共済者データベースメンテナンス業務 ② 受付台帳業務 ③ 掛金請求及び収納業務 ④ オンライン試算業務</p>	
<p>評価の視点</p> <p>・一般の中小企業退職金共済事業におけるシステム開発の外注化など、外部委託を推進しているか。</p>		<p>自己評価</p> <p>B</p> <p>（理由及び特記事項） ○ 中退共事業におけるシステム開発の外注化については、15年度に策定したシステム移管計画のうち、16年度分の業務について計画どおり移管している。</p>		<p>評価</p> <p>B</p> <p>・経費節減につき、引き続き努力願いたい。 ・移管業務を進めた。 ・計画通りである。 ・外部委託の推進に関しては、なお業務分析を詳細に行うことで対応することが必要である。 ・経費の削減や委託内容の見直しを行った、とのことだが、具体的内容の記述が望まれる。 ・16年度分の業務の移管を行った、とのことだが、その効果の記述が望まれる。</p>			

中期目標		中期計画		平成 16 事業年度計画		平成 16 事業年度業務実績																											
<p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）の当該経費を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）の当該経費に比べて 13% 節減すること。</p>		<p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営の効率化により、一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）の当該経費を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）の当該経費に比べて 13% 節減する。</p>		<p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減 ○ 業務運営全体を通じて経費の節減を図り、本年度の一般管理費などについては、予算に定める範囲内で適正な執行を行う。</p>		<p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減 ○ 一般管理費及び運営費交付金を充当する退職金共済事業経費については、以下のとおり、契約方式の見直し等を通じ経費節減を図ることにより個人情報保護への対応等、当初予定になかった必要経費を捻出し、全体として、予算の範囲内で執行した。 【経費節減の取組み例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入企業実態調査の契約方式の見直し ・電算機借料の削減 ・証紙の印刷単価の見直し ・被共済者管理システムの委託費の削減 ・文書、テープ保管料の削減 ・図書費の削減 <p>【予定外の主な支出項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護対策に係る経費 ・人事評価制度の導入に係る経費 ・研修に係る経費 <table border="1" data-bbox="1706 861 2745 1123"> <thead> <tr> <th></th> <th>16 年度予算額</th> <th>16 年度決算額</th> <th>差引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 構</td> <td>4,954,767 千円</td> <td>4,586,598 千円</td> <td>▲ 368,169 千円</td> </tr> <tr> <td>中退共</td> <td>3,833,450 千円</td> <td>3,550,210 千円</td> <td>▲ 283,240 千円</td> </tr> <tr> <td>建退共</td> <td>832,629 千円</td> <td>773,811 千円</td> <td>▲ 58,818 千円</td> </tr> <tr> <td>清退共</td> <td>118,901 千円</td> <td>116,765 千円</td> <td>▲ 2,136 千円</td> </tr> <tr> <td>林退共</td> <td>169,787 千円</td> <td>145,812 千円</td> <td>▲ 23,975 千円</td> </tr> </tbody> </table>					16 年度予算額	16 年度決算額	差引額	機 構	4,954,767 千円	4,586,598 千円	▲ 368,169 千円	中退共	3,833,450 千円	3,550,210 千円	▲ 283,240 千円	建退共	832,629 千円	773,811 千円	▲ 58,818 千円	清退共	118,901 千円	116,765 千円	▲ 2,136 千円	林退共	169,787 千円	145,812 千円	▲ 23,975 千円
	16 年度予算額	16 年度決算額	差引額																														
機 構	4,954,767 千円	4,586,598 千円	▲ 368,169 千円																														
中退共	3,833,450 千円	3,550,210 千円	▲ 283,240 千円																														
建退共	832,629 千円	773,811 千円	▲ 58,818 千円																														
清退共	118,901 千円	116,765 千円	▲ 2,136 千円																														
林退共	169,787 千円	145,812 千円	▲ 23,975 千円																														
<p>評価の視点</p> <p>・一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費の節減目標の達成に向けて、着実に進展しているか。</p>		<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ○ 電算機借料等の経費節減を図ることにより個人情報保護への対応等、当初予定になかった必要経費を捻出し、全体として、予算に比べ約 3.7 億円減の決算となった。</p>		<p>評価</p> <p>A</p> <p>・ 予定外の支出の項目は妥当なものと考えられる。 ・ 経費節減のための地道な努力を行っている。 ・ 更なる効率化が必要である。 ・ 計画以上に進んでいる。 ・ 経費節減の効果は上がったと評価できる。また、利用者サービスの向上にも成果が上がった点に努力があったことがわかる。 ・ 最終達成目標に対する今年度達成度の割合は高く、削減の効果によって、当初予定にない事業の費用に当てるという業務水準の向上を行えたことは評価できる。 ・ 経費削減の取組例の個々の金額の把握が望まれる。</p>																													

中期目標	中期計画	平成 16 事業年度計画	平成 16 事業年度業務実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 サービスの向上 独立行政法人勤労者退職金共済機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。</p> <p>(1) 加入者の負担軽減 申込み等に係る諸手続や提出書類の合理化等を進めることにより、加入者の手続面での負担の軽減を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 サービスの向上</p> <p>(1) 加入者の負担軽減 イ 退職金の的確な支払を担保すること等に留意の上、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図る観点から、少なくとも各年度に1回諸手続等について点検し、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>ロ 加入契約や退職金給付に係る電子化の検討を行い、加入者の負担を軽減する。</p> <p>ハ ホームページ等を活用して、申請書等の記載方法等加入者が行う諸手続について解りやすい情報の提供を行うとともに、諸手続用紙をホームページからダウンロードして使用できるようにする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 サービスの向上</p> <p>(1) 加入者の負担軽減 イ 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図る観点から、諸手続等について点検を行い、点検結果に基づき、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>ロ ホームページにおいて申請書等の記載方法等加入者が行う諸手続について、引き続き解りやすい情報を提供する。</p> <p>ハ ホームページから諸手続用紙をダウンロードして使用できるようにする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 サービスの向上</p> <p>(1) 加入者の負担軽減 加入者が行う167件の諸手続・提出書類について、合理化を図り加入者負担の軽減をするとともに情報提供の充実を図り利用者の利便性の向上を図る観点から点検を行い、点検結果に基づき、16年度中にはホームページによる情報提供の充実などを中心に141件の見直しを行った。</p> <p>【諸手続や提出書類の主な見直し事項】（14件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害適用地域に対し、掛金納付期限延長申出書のFAX受付、電話受付対応を文書で周知（中退共） ・共済契約者住所変更届、被共済者氏名変更届、退職金共済手帳再発行申出書のFAX受付（中退共） ・様式「退職金共済契約解除通知書」に金額・税法上の説明を追加（中退共） ・契約申込書・共済手帳更新申出書等の記入例を作成（清退共） ・共済契約者住所・名称変更届他2様式の押印省略及び被共済者氏名・生年月日変更届の添付書類を省略（林退共） <p>【ホームページへ充実した主な提供情報】（75件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災者に対する各種手続に関する情報の掲載 ・解りやすい情報提供として、適格年金制度からの「移行説明会のお知らせ」「引渡金額早見表」「移行シミュレーション」タブの新設（中退共） ・「退職金(解約手当金)請求書」記入要領（中退共） ・適年移行退職金試算プログラム CGI 版と Excel 版を掲載（中退共） ・経営事項審査の様式についての説明書を付加（建退共） ・任意組合、事務組合の取扱い説明、様式(認定申請書等)を同一ページに一括掲載（建退共） ・「共済証紙受払簿 (Excel 計算式入)」記入例の掲載（建退共） ・ホームページ上における退職金の仮計算システムの一部を変更し、長期間就労例に対応する退職金額の仮計算が可能となるようシステムを変更（清退共） ・ダウンロード化した全ての様式記入例（25件）の掲載（林退共） <p>【新たにホームページからダウンロード使用可能とした主な様式】（55件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「退職金の分割支給に係る届出事項変更申出書」、「分割退職金の一括払請求書」（中退共） ・「共済証紙受払簿 (Excel 計算式入)」、「任意組合認定申請書」（建退共） ・「共済手帳更新申出書 (助成含む)」、「被共済者住所・氏名変更届」（清退共） ・「共済契約者住所・名称変更届」、「共済契約者証紛失届」（林退共）

		<p>〈中退共事業〉</p> <p>i ホームページにおいて、退職金請求書記入要領・届出用紙等をダウンロードして使用できるようにするとともに、引き続き退職金給付に係る電子化の検討を行う。</p> <p>ii 加入契約に係る電子化の検討を行う。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 退職金給付に係る電子化の基本設計に着手する。</p>	<p>〈中退共事業〉</p> <p>i 退職金支給事務の電子化を推進するため、以下の項目について検討を行い16年度においては、申出書の一部をダウンロードして使用できるようにした。</p> <p>【主な検討項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割退職金一括払請求書、分割支給届出事項変更申出書の様式・記入例のダウンロード化(16年8月掲載) ・「退職金(解約手当金)請求書」記入要領(16年8月掲載) <p>ii 契約業務事務の電子化を推進するため、「契約業務部事務処理部会」を設置し、他業界の状況を踏まえつつ、以下の項目について検討した。</p> <p>【主な検討項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化による事務の効率化 ・汎用システムからネットワークシステムへの変更に伴う課題 <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 退職金請求書のOCR様式化及びOCR読取化、金融機関へのデータ伝送化など、退職金給付に係る電子化の基本設計を完了した。</p>				
評価の視点		自己評価	A		評定	A	
<p>・ 諸手続や提出書類の合理化、諸手続についてのわかりやすい情報提供等の措置を講じているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 加入者が行う諸手続や提出書類について点検を行い、16年度中には14件の見直しを行っている。</p> <p>○ ホームページの掲載内容の点検を行い、加入者が行う諸手続に関して、記入方法など75件の掲載を行い、55件の様式をダウンロード可能とし、加入者負担の軽減、情報提供の充実に積極的に取り組んでいる。</p> <p>○ 退職金給付に係る電子化については、建退共事業の退職金請求書のOCR様式化及びOCR読取化、金融機関へのデータ伝送化など、電子化の基本設計を完了し、着実に進めている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ FAX受付やダウンロードを可能にするなどの措置をとった。 ・ 利用者の負担軽減を含め、業務の質の向上があったと評価できる。 ・ 計画通り進んでいる。 ・ 抽象的な取り組みでなく、具体的な申請書式などの簡略化、利用しやすい書式での提供などに積極的に取り組んでいる姿勢は評価できる。また、具体的な成果も顕著である。 ・ より一層の電子化による人員削減に結びつくようなものや小さな事の積み上げによる効率化を期待したい。 ・ 加入者のアンケートをとるなど効果を測定すべきである。 ・ 一定の成果があがっていることは評価できる。一層加入者負担軽減への努力をお願いしたい。 ・ その結果、利用の状況、効果を把握することを期待する。 			

中期目標	中期計画	平成16事業年度計画	平成16事業年度業務実績
<p>(2) 意思決定・業務処理の迅速化 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化、担当者の審査能力の向上等により、処理期間を短縮すること。</p>	<p>(2) 意思決定・事務処理の迅速化 イ 契約審査、退職金給付審査等の各業務については、マニュアル化を徹底するとともに、意思決定・事務処理を迅速化する観点から、機構と建退共事業に係る業務委託先とのオンラインの整備、文書決裁等の電子化の導入、決裁ルートの簡素化等事務処理方法について見直しを行う。 ロ 上記イの措置により、以下のとおり処理期間（書類不備等の補正期間を除く。）を中期計画期間内に短縮する。</p> <p>① 中退共事業 ・加入申込については、受付から23日以内に「退職金共済手帳」を発送する。 ・退職金については、受付から25日以内に支払う。ただし、退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。</p> <p>② 建退共事業 ・退職金については、受付から30日以内に支払う。</p> <p>③ 清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業 ・退職金については、受付から39日以内に支払う。</p> <p>④ 林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業 ・退職金については、受付から39日以内に支払う。</p> <p>注 現行の処理期間は以下のとおりである。 ① 中退共事業 ・加入申込については 26日以内。 ・退職金については 30日以内。 ② 建退共事業、清退共事業及び林退共事業 ・加入申込については 1日以内。 ・退職金については 45日以内。</p>	<p>(2) 意思決定・事務処理の迅速化 ○ 契約審査及び退職金給付審査に係る処理期間の短縮を図るため、審査業務に係るマニュアルの改善・見直しの検討を行う。</p> <p>〈中退共事業〉 i 退職金給付業務 ・審査業務に係るマニュアルの見直しを行う。 ・請求書審査用オンライン画面の基本設計及び請求書受付から支払いまでの処理日数を把握するためのシステムの基本設計に着手するとともに、引き続き退職金給付に係る電子化の検討を行う。</p> <p>ii 加入契約業務 ・審査業務に係るマニュアルの見直しを行う。 ・契約追加申込における共済契約者番号のチェックシステム及び加入契約申込から共済手帳発送までの処理日数を把握するためのシステムの開発を行う。 ・解約に係る諸事項の周知徹底をすることにより、解約時の事務手続きをスムーズにし、その迅速化を図る。 ・加入契約に係る電子化の検討を行う。</p> <p>〈建退共事業〉 i 退職金給付に係る電子化の基本設計に着手する。 ii 機構と建退共事業に係る業務委託先とのオンラインの整備を今年度中に実施する。</p>	<p>(2) 意思決定・事務処理の迅速化 ○ 契約審査及び退職金給付審査に係る処理期間の短縮を図るため、下記のとおり検討を行い、所要の措置をとった。</p> <p>〈中退共事業〉 【退職金給付業務】 期間短縮の実現に向け、15年度に検討した下記事項を実施するとともに、16年度は受付から審査担当者回付までの作業見直しにより処理期間を約1日短縮した。（18年度までに5日短縮予定） [実施事項] ・マニュアルの見直しにより受付台帳データ転送システムを開発 ・請求人住所イメージデータ転送システムを開発 ・受付から支払いまでの処理日数把握システムを開発 ・請求書審査用オンライン画面の開発に着手 [検討事項] ・退職金等振込データの伝送化</p> <p>【加入契約業務】 ○ 契約審査に係る処理期間については、15年度に1日短縮したが、16年度は以下の審査業務を見直した結果、17年度初には目標の処理期間(26日→23日)を達成。 ・検索システムの稼働により、申込書の分類・整理方法の見直しを行い、府県順に整理することを廃止（16年12月実施） ・記入漏れ等の照会方法を郵送方式から電話・FAX方式へ変更（17年1月実施） ・追加加入申込書の事業所名称について電算照合を開始（16年6月実施） ・適年移換審査業務の氏名突合・名寄せ作業についてパソコンの活用により迅速化（17年1月実施） [処理日数把握] ・処理日数把握システムを開発</p> <p>○ 契約解約事務の迅速化 ・「退職金共済契約解除通知書」の様式変更を行い、ホームページへ掲載するとともに、申出事業所に対しては、注意喚起文と記入例を作成し送付することにより周知徹底 ・解約審査業務の名寄せ作業についてパソコンの活用により迅速化</p> <p>○ 加入契約に係る電子化の検討 事務処理の内容、件数等を全面的に洗い出し、電子化、ネットワーク化になじむかどうかについて検討した。</p> <p>〈建退共事業〉 【退職金給付審査業務】 [実施事項] ・退職金給付に係る電子化の基本設計を実施（17年1月） ・各都道府県の業務委託先とのオンラインの整備の実施（16年9月） [検討事項] ・退職金請求書のOCR様式化及びOCR読取化のためのシステム ・金融機関へのデータ伝送化システム</p>

評価の視点	自己評価	A	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル化の徹底、オンラインの整備等の措置を講じているか。 ・処理期間の短縮目標の達成に向けて、着実に進展しているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中退共事業の退職金給付業務について 16 年度は受付から審査担当者回付までの作業見直しにより処理期間を約 1 日短縮している。 ○ 中退共事業の契約審査に係る処理期間については、15 年度に 1 日短縮したが、16 年度は審査業務を見直した結果、17 年度初には目標の処理期間(26 日→23 日)を達成。 ○ 建退共事業の退職金給付審査業務に係る期間短縮の実現に向け電子化の基本設計を実施 (17 年 1 月) するとともに、各都道府県の業務委託先とのオンラインの整備を着実に実施 (16 年 9 月) している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる短縮につき、当機構独自の目標を作成し推進願いたい。 ・ 処理期間を短縮した。 ・ 目標を上回り達成しているが、更なる短縮のスピードアップが可能と思われる。 ・ 4 日間の短縮は、業務推進において各部門にどのような影響を与えたのか。 ・ 平成 17, 18 年度目標において更に 2 日短縮することを望む。 ・ 迅速化の成果が上がっていると評価できる。 ・ 計画以上に進んでいる。 ・ 一部の早めの実施を含めて、順調に計画が進行している。その具体的な成果も顕著であるが、なおコンピュータシステムの設計にあたっては外部委託とのコスト比較もしつつ効率的に推進することが期待される。 ・ 処理期間の短縮化は、おおむね着実な成果を上げている、と評価できるが、早期に目標を達成していることから、目標値そのものが低い、とも捉えられる。 ・ 着実に短縮していることを、評価した。 	

中期目標	中期計画	平成 16 事業年度計画	平成 16 事業年度業務実績																								
<p>(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>ホームページを活用した情報提供の充実に努めること。また、加入者の照会・要望等に適切に対応するとともに、意見募集、対応結果の公表等を行うこと。</p>	<p>(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ ホームページを活用し、機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、適時更新して最新の情報を迅速に提供する。</p>	<p>(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ ホームページの充実</p> <p>① ホームページにおいて、中期計画、年度計画の内容その他機構の組織、事務等に関する情報を公表する。また、資産運用評価結果報告の内容を公表するほか、資産運用に関する情報提供の一層の充実をする。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>○ 「退職金制度等の実態調査」(15年度実施)結果の概要をホームページに掲載する。</p> <p>② ホームページにおいては、適時情報を更新して最新の情報を迅速に提供する。</p>	<p>(3) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ ホームページの充実</p> <p>① 15年度に引き続きホームページに中期計画、年度計画のほか、事業概況、資産運用に関する情報を拡充するとともに適時情報を更新して組織、業務運営等に関する最新情報を迅速かつ正確に提供した。</p> <p>【新規・更新情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度計画 平成 15 年度財務諸表 平成 15 年度事業報告書 平成 15 年度実績評価結果 監査法人の監査結果 役員の状況等 役職員給与規程 役員の報酬等及び職員の給与の水準 法人文書ファイル管理簿 <p>【資産運用関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用の基本方針の一部変更・委託先一覧(16年5月)(中退共) 平成 15 事業年度資産運用評価報告書(16年11月) <p>【事業ごとの主な新規掲載・更新内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業概況(中退共) 「退職金制度等の実態調査」(15年度に実施)結果の概要(16年6月)(中退共) 適年制度からの移行に関する説明会お知らせ等の情報(中退共) 適年移行退職金試算プログラム CGI 版と Excel 版(中退共) 建退共加入事業所情報(検索性)(建退共) 「事業年報(建設業)平成 15 年度」(建退共) 関係機関へのリンク先拡大(清退共) 退職金試算システムの一部変更(清退共) 各種様式及び記入例(林退共) <p>【検討内容】</p> <p>機構及び各本部ホームページについて、想定される閲覧者のニーズを考慮し、次の事項を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構HPと各本部HPのリンクの見直し 機構HPと各本部HPの文言・表現方法の統一 トップページに「統計情報」・「資産運用情報」・「個人情報保護」を新設 公開情報の優先度の整理及びそれに従ったレイアウトの変更 <p>(添付資料③ ホームページにおける公表事項)</p> <p>② 全国的な地震及び台風災害による被災者に対する罹災見舞いや、災害救助法適用地域における納付期限延長などの特例措置を災害救助法適用後直ちに周知するなど、最新の情報を迅速に提供した。</p> <p>○ 【更新状況】 (16.4~17.3)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1682 2496 1835"> <thead> <tr> <th></th> <th>機構</th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新回数</td> <td>44</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>19</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>更新情報</td> <td>84</td> <td>164</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>(内新規掲載数)</td> <td>(7)</td> <td>(9)</td> <td>(3)</td> <td>(4)</td> <td>(3)</td> </tr> </tbody> </table>		機構	中退共	建退共	清退共	林退共	更新回数	44	25	31	19	6	更新情報	84	164	48	48	56	(内新規掲載数)	(7)	(9)	(3)	(4)	(3)
	機構	中退共	建退共	清退共	林退共																						
更新回数	44	25	31	19	6																						
更新情報	84	164	48	48	56																						
(内新規掲載数)	(7)	(9)	(3)	(4)	(3)																						

	<p>ロ 加入者からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上において受け付け、対応結果の公表等をする。</p> <p>ハ 相談業務については、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、懇切丁寧な対応をする。また、相談業務において改善すべき点の把握を行い、今後の相談業務に反映させる。</p>	<p>ロ 加入者からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上において受け付け、対応結果の公表をする。</p> <p>ハ 応答マニュアルの整備 〈中退共事業・建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談対応マニュアルに基づき、懇切丁寧な対応を全職員に徹底する。 <p>〈清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業・林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務の対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを作成、配布し、懇切丁寧な対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入状況や資産運用等のデータについて、各ホームページの掲載情報の拡充や更新の迅速化等を検討し、17年4月1日のリニューアル時に全ての共済事業HPで統計情報の閲覧が可能となった。 <p>ロ 加入者からの諸手続の方法に関する照会・要望等を機構ホームページ上において受け付け、対応結果をホームページ上Q&Aに反映させた。これに伴いQ&Aへのアクセス件数は増加基調で推移（中退共）。なお、手続きに関する質問を中心に548件受け付け、全て回答している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ご意見・ご要望」のフォームを新設(16年6月)（中退共）したこと等によりお問い合わせ等についても昨年度と比較すると63%の増加である。 ・ホームページのアクセス増加に伴い、テレホンサービスの利用件数は昨年度と比較して12%の減となっている。（中退共） <p>（添付資料④ ホームページ上における照会・要望の受付状況）</p> <p>ハ 応答マニュアルの整備 〈中退共事業・建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談対応マニュアルに基づき、懇切丁寧な対応をLANの活用等により全職員に徹底した。 ○ 相談対応マニュアルの内容について、電話対応の基本とトラブル対応に重点を置いた改正等を行った。（中退共） <p>〈清退共事業・林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者の照会・要望等への適切な対応等のため、相談対応マニュアルを作成し、相談員等へ配布するほか、職員に対しても懇切丁寧な対応を徹底した。 			
<p>評価の視点</p>		<p>自己評価</p>	<p>B</p>	<p>評定</p>	<p>B</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて業務に関する情報提供を適宜行うとともに、加入者からの照会・要望等をホームページで受け付け、対応結果の公表等の措置を講じているか。 ・相談応答マニュアルの作成、見直しなど、相談業務の改善のための措置を講じているか 		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページにおいては、組織、業務運営に関する各種情報を掲載するとともに災害関連情報の掲載をするなど適時情報を追加更新している。 ○ ホームページ上の照会・要望については、16年4月から17年3月までの間に、548件受け付け、全て回答している。また、主な質問については、ホームページ上のQ&A等に反映させている。 ○ 相談対応マニュアルについては、電話対応の基本とトラブル対応に重点を置いた改正等を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを使い、顧客ニーズへの対応を図った。 ・ 計画通りである。 ・ ホームページが本当に有効な手段か検証の必要がある。 ・ ターゲットとなる中小企業の経営者たちがどのようなチャンネルから情報を入手するかについては、インターネットだけに頼らず、より多様な方法を検討すべきである。 ・ 中小企業の経営者、労働者の意志決定における情報、判断の実態をきめ細かく把握した上で、組織の維持拡大のための情報提供の戦略を検討することを期待する。 ・ 加入者にとっての対応やホームページ等への「満足度」を調査するのも時に必要である。 		

中期目標	中期計画	平成16事業年度計画	平成16事業年度業務実績															
<p>2 加入促進対策の効果的実施 中小企業退職金共済制度における加入状況、財務内容等を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、これを達成するため、中小企業退職金共済制度への加入促進対策を効果的に実施すること。</p>	<p>2 加入促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各共済制度の最近における加入状況、財務内容、当該事業を取り巻く経済環境等を勘案して、計画期間中に新たに各共済制度に加入する被共済者数の目標を次のように定める。</p> <p>① 中退共制度においては 1,595,000 人 ② 建退共制度においては 750,000 人 ③ 清退共制度においては 1,000 人 ④ 林退共制度においては 13,500 人</p> <p>(2) 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各共済制度への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動 ① 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。</p>	<p>2 加入促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 加入目標数 16年度における新たに各共済制度に加入する被共済者数の目標を、下記のように定める。</p> <p>① 中退共制度においては 354,460 人 ② 建退共制度においては 166,680 人 ③ 清退共制度においては 240 人 ④ 林退共制度においては 3,000 人</p> <p>(2) 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。なお、各共済制度への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 また、理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体を訪問し、共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動 ① 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、相談コーナー等)に備付けて、配布することにより、共済制度の周知広報をする。</p>	<p>2 加入促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 加入目標数 平成16年度においては、中小企業の雇用者数が減少（前年度比31万人減）し、7月～10月の台風等及び10月の新潟県中越地方地震など大規模な自然災害の影響を受けた中、加入促進対策を効果的に実施したことから機構全体における被共済者加入実績は 541,958人（達成率103.4%）となり、昨年度の目標未達成分（5,685人）をカバーし、平成15、16年度の1.5ヵ年の目標数（786,480人）を上回った加入数（798,373人）であった。なお、各共済制度ごとの加入実績は次のとおりであった。</p> <p>① 中退共制度における被共済者加入実績は 361,578 人（目標達成率 102.0%）であった。 ② 建退共制度における被共済者加入実績は 177,756 人（目標達成率 106.6%）であった。 ③ 清退共制度における被共済者加入実績は 220 人（目標達成率 91.7%）であった。 ④ 林退共制度における被共済者加入実績は 2,404 人（目標達成率 80.1%）であった。</p> <p>(2) 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、以下のとおり関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、加入促進対策を効果的・積極的に推進した。 また、理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体を訪問し、共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。 ※ ◎は新規対策を示す。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動 ① 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県業務委託先等)に備付けて、配布することにより、共済制度の周知広報を実施</p> <table border="1" data-bbox="1656 1680 2715 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パンフレットの配布等</td> <td>9,280 部</td> <td>52,279 部</td> <td>4,974 部</td> <td>3,820 部</td> </tr> <tr> <td>備付先</td> <td>8 か所</td> <td>49 か所</td> <td>47 か所</td> <td>144 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ・備付先には、本部は含まない ・各業務委託先、相談コーナー等には、4 共済制度のパンフレットを相互に備付け</p>		中退共	建退共	清退共	林退共	パンフレットの配布等	9,280 部	52,279 部	4,974 部	3,820 部	備付先	8 か所	49 か所	47 か所	144 か所
	中退共	建退共	清退共	林退共														
パンフレットの配布等	9,280 部	52,279 部	4,974 部	3,820 部														
備付先	8 か所	49 か所	47 か所	144 か所														

	<p>② 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターや懸垂幕等の掲出及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>③ 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</p> <p>④ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p>	<p>② ホームページにおいて、制度内容、加入手続き等の情報を提供し、共済制度の周知広報をする。</p> <p>③ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターや懸垂幕等の掲出及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>〈中退共事業〉 ○ 10月の加入促進強化月間を中心に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</p> <p>〈建退共事業〉 ○ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p>	<p>② ○ ホームページにおいて、次のような制度内容、加入手続き等の情報を提供し、共済制度の周知広報を実施</p> <p>【主な提供情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済制度の目的、仕組み、概要等 ・ 税法上の扱い、国の補助、加入手続き、掛金の納付方法、退職した場合の手続き ・ 加入手続きに関してよく寄せられる質問についてのQ&A ・ 台風、地震等の罹災者に対する各種手続に関する特例措置 ・ 追加加入勸奨 ・ 適年からの移行等の情報（限度額上限撤廃の改正内容、説明会開催案内、引継シミュレーション） ・ 任意組合、事務組合に関する取扱い ・ 関係機関等のホームページにおけるリンクの増加（14件）（中退共） <p>③ ○ 広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲出及びこれら関係官公庁及び関係事業主団体等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事掲載について、次のとおり依頼</p> <table border="1" data-bbox="1626 827 2475 936"> <tr> <td></td> <td>中退共</td> <td>建退共</td> <td>清退共</td> <td>林退共</td> </tr> <tr> <td>依頼した団体等の数</td> <td>10,313</td> <td>4,576</td> <td>2,358</td> <td>2,416</td> </tr> </table> <p>◎○ 独立行政法人酒類総合研究所との連携による対策について具体化の検討を行い、ホームページの相互リンクを実施（清退共）</p> <p>〈中退共事業・建退共事業〉 ○ 10月の加入促進強化月間に、次のとおり、新聞、テレビ、ラジオを活用した広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> i 新聞 <ul style="list-style-type: none"> 中退共 5回（全国紙・地方紙） 建退共 4回（業界新聞） ii テレビ <ul style="list-style-type: none"> 建退共 13回 iii ラジオ <ul style="list-style-type: none"> 中退共 120回（20秒スポット放送） 建退共 78回 <p>〈建退共事業〉 ○ 3,281の発注機関に対して、受注事業者による「建退共現場標識」掲示徹底を図るよう依頼し、各県の業務委託先に「建退共現場標識」を384,900枚配付</p>		中退共	建退共	清退共	林退共	依頼した団体等の数	10,313	4,576	2,358	2,416
	中退共	建退共	清退共	林退共									
依頼した団体等の数	10,313	4,576	2,358	2,416									

	<p>ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>① 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>② 小規模事業者等に対し、関係事業主団体等の開催する会議等を通じ、事務組合、任意組合の設立等を要請するなど、加入勧奨を行う。</p>	<p>ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼する。</p> <p>ii 事業主の集まる賃金・退職金セミナー及び求人説明会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>iii 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼する。</p> <p>iv 雇用・能力開発機構が開催するイベント等で広報資料を配布し周知広報を図る。</p> <p>v 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催するイベント等で広報資料を配布し周知広報を図る。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>i 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>ii 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>iii 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>iv 雇用・能力開発機構が開催する研修会や会議等で広報資料を配布し周知広報を図る。</p> <p>v 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で広報資料を配布し周知広報について要請する。</p> <p>vi 小規模事業者等に対し、関係事業主団体等の開催する会議等を通じ、事務組合、任意組合の設立等を要請するなど、加入勧奨を行う。</p>	<p>ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>○ 開催する各種会議等で制度の周知広報をするよう厚生労働省及び47の都道府県労働局に対し、文書により依頼するとともに、厚生労働省からも各労働局へ4月の通達に追加し協力依頼（10月）</p> <p>○ 以下の各種会議等に職員が参加して、事業主に対する制度の周知、加入勧奨を実施</p> <p>i 都道府県労働局が開催する適年移行等をテーマとする賃金・退職金セミナー（33か所、資料配布のみ13か所）</p> <p>ii 都道府県等が開催する各種会議（労働セミナー、街頭労働相談等）（35か所）</p> <p>iii 雇用・能力開発機構都道府県センターが開催する「出会いの場」（35か所）</p> <p>iv 中小企業事業主団体等が開催するイベント（中小企業テクノフェア、ベンチャーフェア、全福センター等）（12か所）</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 以下の各種会議等に職員が参加して、事業主に対する制度の周知、加入勧奨を実施</p> <p>i 地方公共団体が開催する公共事業の発注担当者会議（26か所）</p> <p>ii 雇用・能力開発機構が開催する研修会や会議（89か所）</p> <p>iii 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議（154か所）</p> <p>○ 厚生労働省及び47の都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報をするよう文書により依頼（10月、各種会議等出席15回）</p> <p>○ 開催する各種会議等で制度の周知広報をするよう都道府県及び108の市区町村に対して、訪問等により要請（10月）</p> <p>○ 小規模事業者等に対し、事務組合、任意組合の設立等を要請するなど、加入勧奨を実施</p>
--	---	--	--

	<p>ハ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>① 機構が委嘱した相談員、普及推進員等による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>② 機構から中退共制度への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入勧奨を行うとともに、必要に応じ委託先を拡大する。また、既加入事業主に対し、文書等による追加加入に係る勧奨を行う。</p> <p>③ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共制度の未加入の事業主に対する加入勧奨、制度周知等を行う。</p> <p>④ 関係機関の協力を得て、林退共制度未加入事業者を把握し、都道府県ごとの被共済者加入目標数を定めるなど、効果的な加入勧奨を行う。</p>	<p>〈清退共事業・林退共事業〉</p> <p>i 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼する。</p> <p>ii 関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼する。</p> <p>ハ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>○ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入勧奨を推進するとともに、必要に応じ委託先を拡大する。</p> <p>ii 金融機関に対して、加入促進業務を委託することを検討する。</p> <p>iii 既加入事業主に対し、ホームページ及び文書等による追加加入に係る勧奨を行う。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等に対して、建退共制度の未加入の事業主に対する加入勧奨、制度周知等を要請する。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>○ 清酒製造業に係る関係事業主団体の協力を得て、新たに入手した酒類製造業者名簿により、未加入事業主名簿の作成を行い、加入勧奨する。</p>	<p>〈清退共事業〉</p> <p>○ 以下の各種会議等に職員が参加して、事業主に対する制度の周知、加入勧奨を実施</p> <p>i 国税庁が開催する各種会議等（1か所）</p> <p>ii 関係業界団体が開催する各種会議（7か所）</p> <p>○ 厚生労働省及び47の都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報をするよう文書により依頼（5月）</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>○ 以下の各種会議等に職員が参加して、事業主に対する制度の周知、加入勧奨の活動を要請</p> <p>i 林業雇用改善アドバイザー全国研修会（1か所）</p> <p>ii 林業雇用改善アドバイザーブロック連絡会議（6か所）</p> <p>iii 日本林業協会林業労働対策部会（1か所）</p> <p>○ 厚生労働省及び47の都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報をするよう文書により依頼（5月）</p> <p>ハ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>○ 普及推進員等による個別事業主に対する加入勧奨を実施</p> <table border="1" data-bbox="1656 825 2502 936"> <tr> <td></td> <td>中退共</td> <td>建退共</td> <td>清退共</td> <td>林退共</td> </tr> <tr> <td>普及推進員数等</td> <td>56人</td> <td>6人</td> <td>7人</td> <td>47人</td> </tr> <tr> <td>訪問等回数</td> <td>12,331回</td> <td>60回</td> <td>444回</td> <td>277回</td> </tr> </table> <p>〈中退共事業〉</p> <p>◎ i 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等（4,953団体）による加入勧奨を実施（被共済者12,998人の加入）するとともに、委託又は復託先の拡大（80団体）</p> <p>◎ ii 金融機関に対して、加入促進業務を委託することを検討</p> <p>iii 新規加入が伸び悩む中、ホームページ及び情報誌「プラス1・第20号」による追加加入勧奨と併せて、災害救助法適用地域の新潟県を除く全加入事業主に対し、文書による追加加入勧奨を実施した結果、追加加入は対前年度比11%増となった。（17年1月）</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>○ 関係事業主団体（13団体）、工事発注者（3,281機関）、大手元請事業者等（60事業主）に対して、建退共制度の未加入の事業主に対する加入勧奨、制度周知等を要請</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>◎ i 機構が委嘱した相談員に対し、相談員業務説明会（16年5月）を開催し、相談員業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を実施</p> <p>上半期には、西日本地域の相談員（兵庫県、岡山県、愛媛県、福岡県）、下半期には、東日本地域の相談員（北海道、東北、関東・甲信越）を直接訪問し、同地域の酒造組合等と併せて、現地での意見・実態等を収集するとともに、今年度発生した災害等による影響の把握も含め、加入勧奨等の協力を要請（24か所）</p>		中退共	建退共	清退共	林退共	普及推進員数等	56人	6人	7人	47人	訪問等回数	12,331回	60回	444回	277回
	中退共	建退共	清退共	林退共														
普及推進員数等	56人	6人	7人	47人														
訪問等回数	12,331回	60回	444回	277回														

	<p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>① 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。</p> <p>② 都道府県及び市区町村の協力を得ながら、特定の都道府県においてマスメディア等を活用した集中的な中退共制度に係る周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。</p>	<p>〈林退共事業〉</p> <p>i 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、新たに入手した会員名簿により、未加入事業主名簿の作成を行い、加入勧奨する。</p> <p>ii 前年度に実施した未加入事業主への個別勧奨結果を点検し、加入の可能性のある事業主に対し、林退共制度の特色を強調するなどの工夫をこらし、加入勧奨を繰り返す。</p> <p>iii 都道府県ごとの被共済者加入目標数を定め、重点的な加入促進を展開する。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>① 加入促進強化月間の実施</p> <p>i 厚生労働省の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、パンフレット等の広報資料を作成し配布 ・共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 ・全国的な周知広報活動等の集中的展開 	<p>ii 清酒製造業に係る関係事業主団体の協力を得て、新たに入手した酒類製造業者名簿により、引き続き未加入事業主名簿の整備・作成を行い、加入勧奨を実施するとともに、別途一部特定地域（兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県等）に「岩手県、新潟県」を新たに追加し、12道県の事業主団体とタイアップして加入勧奨を実施</p> <p>◎ iii 今後実施を予定している「焼酎・泡盛」等特定部門に対する加入促進に向けて、関係各方面との所要の調整を開始</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>◎ i 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、新たに入手した会員名簿により、未加入事業主名簿の作成を行い、加入勧奨を実施（933 か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合（68 か所）・都道府県の認定事業体（345 か所）・全国素材生産業協同組合連合会（332 か所）・全国国有林造林生産業連絡協議会（48 か所）・日本林業同友会（8 か所）・日本林業経営者協会（132 か所） ii 共済手帳更新実績のある共済契約者に対して新規雇用者の加入勧奨を実施（1,697 か所） iii 前年度に実施した国有林の登録事業体等の未加入事業主への個別勧奨結果を点検し、加入の可能性のある事業主に対し、林退共制度の特色を強調するなどの工夫をこらし、加入勧奨を繰り返し実施（372 か所） iv 都道府県ごとの被共済者加入目標数を定め、業務委託先に周知するとともに、業務委託先の普及推進員に対し、随時加入促進活動に必要な情報を提供し、加入勧奨を実施 <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>① 加入促進強化月間の実施</p> <p>i 厚生労働省の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次の活動を実施</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、パンフレット等の広報資料を作成し、関係機関へ配布 ・ポスターの配布 35,000 部 ・パンフレットの配布 130 万部 ・共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施（41 事業主、4 自治体） ・全国的な周知広報活動等の集中的展開（加入促進強化月間実施要綱 8,758 か所配布） ・新聞、テレビ、ラジオを活用した広報を実施 <ul style="list-style-type: none"> i) 新聞 5 回（全国紙・地方紙） ii) ラジオ 120 回（20 秒スポット放送） <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、パンフレット等の広報資料を作成し、配布 ・ポスターの配布 16,998 部 ・パンフレットの配布 39,175 部 ・共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施（94 事業所） ・全国的な周知広報活動等の集中的展開（加入促進強化月間実施要綱 12,789 か所配布） ・新聞、テレビ、ラジオを活用した広報を実施 <ul style="list-style-type: none"> i) 本 部 業界新聞掲載 4 回 ii) 業務委託先 テレビ放送 13 回 ラジオ放送 78 回
--	--	---	--

		<p>ii 各共済事業ごとの具体的な活動としては、次のとおり。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア等による広報 ・未加入企業に対する個別訪問及び加入意向調査等による加入勧奨の実施 ・未加入事業主を対象とする説明会の開催 ・懸垂幕、横断幕等の掲示及び配布 <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ・未加入事業所を把握し、個別的就業効果的な加入勧奨の実施 ・個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。あわせて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 ・工事現場等で本制度への認識を高めるための労働者用リーフレットを備付・配布 ・新聞等のマスメディアを活用した広報を実施 <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒造組合及び杜氏組合等の協力を得て、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入と共済証紙の完全貼付の促進 ・日本酒造組合中央会等関係団体において発行する広報誌等に加入促 	<p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の広報資料を作成し、配布（清退共制度のあらまし 4,748 部配布） ・共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施（1 事業所） ・全国的な周知広報活動等の集中的展開（加入促進強化月間実施要綱 2,358 か所配布） ・業界新聞を活用した広報を実施（2 回） <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の広報資料を作成し、配布（「林退共のあらまし」等 2,260 か所、5,000 部配布） ・共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施（12 事業所） ・全国的な周知広報活動等の集中的展開（加入促進強化月間実施要綱 2,260 か所配布） ・業界団体の機関誌を活用した広報を実施（9 回） <p>ii 各共済事業ごとの具体的な活動としては、次のとおり</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア等による広報を特定地域（東京都等）を中心に実施 ・制度に関する資料請求のあった未加入企業に対するアンケートに基づく加入勧奨を普及推進員を中心に実施（2,131 事業所） ・未加入事業主を対象とする説明会及び相談会の開催（37 回） ・懸垂幕、横断幕等の掲示（特定地域を中心に実施） ・中小企業庁の中小企業メールマガジンへの掲載及びテレビ放映「企業未来チャレンジ」 <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催（開催日 10 月 6 日、参加団体 32 団体） ・未加入事業所を把握し、ダイレクトメールの送付による加入勧奨を実施（470 件） ・個別企業を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼（60 社）。あわせて、未加入下請事業所を訪問し、加入勧奨の実施（28 社） ・工事現場等で本制度への認識を高めるための労働者用リーフレットを都道府県業務委託先及び地方公共団体等に備付・配布（102 か所） ・新聞等のマスメディアを活用した広報を実施 <ul style="list-style-type: none"> i) 本 部 業界新聞掲載 4 回 ii) 業務委託先 テレビ放送 13 回 ラジオ放送 78 回 <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間雇用者全員の加入と共済証紙の完全貼付の促進を酒造組合（連合会）及び杜氏組合連合会等に対して文書にて依頼（70 団体） ・関係団体に対して、団体の発行する広報誌等に加入促進と履行確保に関する記事掲載の依頼を文書にて依頼（484 団体）
--	--	--	---

	<p>進と履行確保に関する記事掲載の依頼</p> <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、前年度に整備を行った未加入事業主リストを各団体に提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請。 <p>② 特定地域における集中的な対策 〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市区町村等の協力を得ながら、5都県において、地域の特性を生かし集中的な周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。 <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>① 厚生労働省の協力を得て、適格退職年金制度から中退共制度への移行を促進するための周知広報や勧奨を組織的に展開するとともに、より一層の移行促進をするため、適格退職年金を受託する生保、信託銀行との連携を強化する。</p>	<p>進と履行確保に関する記事掲載の依頼</p> <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業関係8団体を訪問し、本制度の周知徹底、加入促進と履行の確保を要請 ・秋田県、群馬県、和歌山県、奈良県、宮崎県の関係機関を訪問し、加入促進と履行確保を要請 <p>② 特定地域における集中的な対策 〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市の協力を得ながら地域を指定し、地域の特性を生かした集中的な周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を実施 i 都道府県レベル 【加入強化特別地区】 東京都、鳥取県、青森県、長野県、沖縄県 [主な活動] ・地元新聞への広告掲載（5回） ・地元ラジオのスポット放送（120回） ・バス、地下鉄又は電車の車内広告（5,935枚）、都電ラッピング広告、駅構内のポスター掲示（3枚） ・未加入事業主を対象とする説明会及び相談会の開催（37回） ・懸垂幕、横断幕等の掲示（5か所） ii 市レベル 【特定都市地域】 青森県8市、長野県17市、沖縄県11市、鳥取県4市 [主な活動] ・個別訪問による加入勧奨（611事業所） <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>① 適格退職年金制度からの移行促進 〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i 厚生労働省の協力を得て適格退職年金制度から中退共制度への移行促進を積極的に図るため、ホームページを活用した情報の提供、パンフレット等による周知活動を行う。 ii マスメディア等を活用した情報提供（新聞等発表資料の投げ込み）を行う。 iii 適格退職年金を受託する生保、信 	<p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業関係8団体を訪問し、本制度の周知徹底、加入促進と履行の確保を要請 ・秋田県、群馬県、和歌山県、奈良県、宮崎県の関係機関を訪問し、加入促進と履行確保を要請 <p>② 特定地域における集中的な対策 〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市の協力を得ながら地域を指定し、地域の特性を生かした集中的な周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を実施 i 都道府県レベル 【加入強化特別地区】 東京都、鳥取県、青森県、長野県、沖縄県 [主な活動] ・地元新聞への広告掲載（5回） ・地元ラジオのスポット放送（120回） ・バス、地下鉄又は電車の車内広告（5,935枚）、都電ラッピング広告、駅構内のポスター掲示（3枚） ・未加入事業主を対象とする説明会及び相談会の開催（37回） ・懸垂幕、横断幕等の掲示（5か所） ii 市レベル 【特定都市地域】 青森県8市、長野県17市、沖縄県11市、鳥取県4市 [主な活動] ・個別訪問による加入勧奨（611事業所） <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>① 適格退職年金制度からの移行促進 〈中退共事業〉</p> <p>移行促進業務を専属に担当する課（適格年金移行課）を増員し、次の活動を展開</p> <p>【状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 周知広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用し、移行案内や事務手続きの紹介を実施 ・パンフレット「移行ご案内」の作成（20万部）や情報誌「プラス1・第19号及び20号」に移行記事を掲載 ・受託機関との連携強化を図るため、生保会社7社にヒアリングを行い、適年制度からの移行状況、事業所への説明状況について情報収集 ii 個別企業への移行勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・移行に関する資料請求のあった事業所への文書による再勧奨（413事業所）
--	--	--	--

	<p>② 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。</p> <p>③ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>④ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業者に指導するよう関係機関に要請を行う。</p>	<p>託銀行との連携強化を図るため、生保等の担当者に対する研修会の開催を行う。</p> <p>iv 移行希望企業に対する事業所訪問及び説明会の開催を行う。</p> <p>v パンフレットの充実を図り、関係団体等への周知広報・記事掲載の依頼等を行う。</p> <p>② 掛金助成・補助制度実施自治体の拡大・充実の要請</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>○ 掛金助成が未実施である地方自治体をピックアップし、訪問による掛金補助制度の導入を働きかける。</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>○ 加入事業者の負担軽減を図るため、林業関係団体等と連携し、都道府県の担い手育成基金等における林退共制度に係る掛金助成の充実等の働きかけを行う。</p> <p>③ 公共事業発注機関への要請</p> <p>○ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>④ 緑の雇用対策事業との連携</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>i いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度への加入について事業者に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p>ii 前年度の実施状況を踏まえ「緑の雇用」の実施事業体の林退共制度加入状況を関係機関に提供し、行政機関の加入指導に資する。</p> <p>iii 関係機関との連絡会議を開催するなど、連携強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移行希望企業に対する中退共主催説明会の開催（23 か所 3,180 名参加） ・生保、社会保険労務士等関係団体が主催する説明会への参加（85 か所の実施） ・移行希望企業に対する企業訪問の実施（248 か所で実施） <p>iii 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関、事業主団体等に対して広報紙への記事掲載依頼（9,630 件） ・都道府県労働局が開催する賃金・退職金セミナーに職員が参加し、制度の周知、加入勧奨（33 か所、資料配布のみ 13 か所） <p>（添付資料⑤ 適格退職年金制度から中退共制度への移行について）</p> <p>② 掛金助成・補助制度実施自治体の拡大・充実の要請</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金助成が未実施である地方自治体を訪問し、補助制度導入の要請（13 自治体） ・掛金助成が未実施である地方自治体に助成自治体概要を作成・送付し、補助制度導入の働きかけ（528 自治体） ・掛金助成を実施している地方自治体等に対して広報紙での記事掲載による周知広報の依頼（371 自治体） <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県における掛金助成実態調査を行い、調査結果を林業雇用改善アドバイザーに提供 ・都道府県の担い手育成基金等における林退共制度に係る掛金助成の充実等の要請（林野庁に 1 回要請） ・掛金助成措置未実施の県を訪問し、掛金助成措置導入の働きかけ（1 県） <p>③ 公共事業発注機関への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収を要請（3,281 機関） ・林業に係る発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書徴収等の適正な履行の確保に有効な措置の要請（林野庁に要請） <p>④ 緑の雇用対策事業との連携</p> <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎・林野庁に対して 16 年度緑の雇用対策事業の実施に当たり、林退共制度への加入について事業者に指導するよう要請 ◎・前年度の実施状況を踏まえ、緑の雇用受託事業体の林退共制度加入状況を検証し、林野庁に情報提供を行うとともに、新たに雇用した場合における加入勧奨を実施（438 か所） ・16 年度緑の雇用受託事業体のうち、林退共制度未加入の事業体に対し、加入勧奨を実施（102 か所） ・厚生労働省、林野庁との連絡会議を実施（2 回） <p>（添付資料⑥ 緑の担い手育成対策事業）</p>
--	---	--	--

評価の視点	自己評価	A	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 適格退職年金制度からの移行や「緑の雇用」との連携など、加入促進対策を効果的に実施しているか。 加入目標数の達成に向けて、着実に進展しているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業雇用者数が減少し、自然災害の影響を受けた中ではあったものの、機構全体で103.4%の達成率となった。 さらに機構全体で昨年度の目標未達成分(5,685人)をカバーしたうえ、平成15、16年度の1.5ヵ年の目標数(786,480人)をも上回った加入数(798,373人)となった。 中退共では新規加入が伸び悩む中、年度後半に災害救助法適用地域を除く全既加入事業所に対する追加加入勧奨を行うなど対策を強化した結果、追加加入は対前年度比11%増となった。 林退共では「緑の雇用」事業体のほか国有林の登録事業体など優良事業所を中心に、未加入事業主への加入勧奨を強化した結果、前年度以上の達成率となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 中退共、建退共の被共済者加入実績が目標を上回った。 悪環境のなかで計画以上に進んでいると認められる。 成果があったと評価できるので、引き続き加入を増やす努力を続けて欲しい。 最も重要な目標の一つであり、全体として103.4%では物足りなく、清退共、林退共ともに未達成である。当機構独自のより高い目標を持って推進することを期待する。 中小企業にとってもメリットが大きいと思われる。加入促進のための体制を整備すべきである。 中退共、建退共は成果を上げるべきであり、清退共、林退共は、今よりも悪くならない程度にする方が得策である。 目標達成しなかった項目を中心に目標達成率に関する説明が必要である。 関連する農林水産省や国土交通省との連携や情報交換をすることにより、より効果的な施策が可能となると考える。 	

中期目標	中期計画	平成16事業年度計画	平成16事業年度業務実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 累積欠損金の処理 累積欠損金を承継した事業においては、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行すること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 累積欠損金の処理 イ 累積欠損金を承継した中退共事業及び林退共事業においては、健全な資産運用と加入促進対策の効果的な実施により収益改善をするとともに、各共済事業に充当する経費を節減して、累積欠損金の解消を最大限行うこととし、共済事業への加入状況、資産運用環境の動向、経費節減の状況等を踏まえて、収益改善・経費節減等に関する計画を、次のとおり策定し、当該計画を着実に実行する。</p> <p>ロ 中退共事業に関する計画</p> <p>(1)収益改善の方策 ① 資金運用等収入の確保 中期計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。</p> <p>② 掛金収入の確保 中期計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、中期計画期間中に1兆4,078億円の収入を確保する。</p> <p>(2)経費節減の方策 中期計画第1の2の業務運営の効率化に伴う経費節減を通じて、一般管理費などの経費を少なくとも13%以上節減するとともに、業務経理への繰入額の抑制など経費節減に努める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 累積欠損金の処理 イ 累積欠損金を承継した中退共事業及び林退共事業においては、健全な資産運用と加入促進対策の効果的な実施により収益改善をするとともに、各共済事業に充当する経費を節減して、累積欠損金の解消を最大限行うこととし、共済事業への加入状況、資産運用環境の動向、経費節減の状況等を踏まえて、収益改善・経費節減等に関する計画を、次のとおり策定し、当該計画を着実に実行する。</p> <p>ロ 中退共事業に関する計画</p> <p>① 収益改善の方策 i 資金運用等収入の確保 年度計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。</p> <p>ii 掛金収入の確保 年度計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、16年度においては、319,672百万円の掛金収入の確保を目指す。</p> <p>② 経費節減の方策 ○ 業務運営全体を通じて経費の節減を図り、本年度の一般管理費については、予算に定める範囲内で適正な執行を行う。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 累積欠損金の処理 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会及び労働政策審議会の意見書等を踏まえ、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、年度ごとに解消する目安額等の設定について検討を開始した。(17.3.25)</p> <p>(添付資料⑦ 中小企業退職金共済制度の運営改善について(厚生労働省労働基準局長発 平成17年3月17日付))</p> <p>イ 中退共事業に関する計画 下記のとおり、収益の改善及び経費節減に取り組み、16年度末において累積欠損金は228,338百万円となり15年度末より40,087百万円減少した。 (添付資料⑦参照 労働政策審議会意見書においては180億円を解消すべき累積欠損金の目安額としている)</p> <p>① 収益改善の方策 i 資金運用等収入の確保 ・資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、制度利回りを前提に中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの維持に努め、資産運用を実施 ・16年度の運用等収入は83,368百万円</p> <p>ii 掛金収入の確保 ・16年度の掛金収入は、加入促進対策の効果的な実施及び掛金月額を増額勧奨を積極的に実施したことなどにより、337,924百万円(目標達成率105.7%)を確保</p> <p>② 経費節減の方策 ○電算機借料の引き下げ、収納業務請負費及び手帳梱包業務請負費等の削減を実施したことにより、16年度決算においては、予算と比較して185百万円業務経理への繰入額を節減</p>

	<p>ハ 林退共事業に関する計画</p> <p>(1) 収益改善の方策</p> <p>① 資金運用等収入の確保 中期計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。</p> <p>② 掛金収入の確保 中期計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、中期計画期間中に77億円の収入を確保する。</p> <p>(2) 経費節減の方策 中期計画第1の2の業務運営の効率化に伴う経費節減を通じて、一般管理費などの経費を少なくとも13%以上節減するとともに、業務経理への繰入額の抑制など経費節減に努める。</p>	<p>ハ 林退共事業に関する計画</p> <p>① 収益改善の方策</p> <p>i 資金運用等収入の確保 年度計画第3の2の健全な資産運用を通じて、運用収入を確保する。</p> <p>ii 掛金収入の確保 年度計画第2の2の加入促進対策の効果的な実施を通じて、16年度においては、1,724百万円の掛金収入の確保を目指す。</p> <p>② 経費節減の方策</p> <p>○ 業務運営全体を通じて経費の節減を図り、本年度の一般管理費については、予算に定める範囲内で適正な執行を行う。</p>	<p>ロ 林退共事業に関する計画</p> <p>下記のとおり、収益の改善及び経費節減に取り組み、16年度末において累積欠損金は1,649百万円となり15年度末より121百万円減少した。</p> <p>① 収益改善の方策</p> <p>i 資金運用等収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、制度利回りを前提に中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目的として、最適な資産配分である基本ポートフォリオの維持に努め、資産運用を実施 16年度の運用収入は189百万円 <p>ii 掛金収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 16年度の掛金収入は、加入促進対策の効果的な実施により、1,608百万円（目標達成率93.3%）を確保 <p>② 経費節減の方策</p> <p>○ 文書保管庫の単価見直し、証紙の印刷単価の見直し及び図書費等の削減を実施したことにより、16年度決算においては、予算と比較して7百万円業務経理への繰入額を節減</p>
<p>評価の視点</p> <p>・掛金収入の数値目標の達成に向けて、着実に進展しているか。</p> <p>・一般管理費及び契約締結、退職金給付等の運営費交付金を充当する退職金共済事業経費の節減目標の達成に向けて、着実に進展しているか。（再掲）</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 共済制度の周知広報、個別加入勧奨など加入促進対策を推進するとともに、掛金月額 of 積極的な増額勧奨等により、中退共事業においては目標を上回る掛金収入を確保している。（目標達成率105.7%）</p> <p>○ 資産運用収入については、安全かつ効率的な運用により、中退共834億円、林退共1.9億円の収入を確保している。</p> <p>○ 委託費を見直すなど、経費節減に努めている。</p> <p>○ 以上により、平成16年度は、中退共においては40,087百万円、林退共においては121百万円の累積欠損金の解消がされた。</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金の解消は当機構の最も大きな目標で一步前進を評価したい。 概ね計画通りであり順調に進んでいる、今後も資産運用に力を注ぐ必要がある。 累積欠損金の中退共につき400億円解消された。 累積欠損金解消計画の実効性に期待する。 財務内容は、経年的な分析も必要である。 困難とはいえ、累積欠損金の目標を示すべきである。 現下の経済状況と、様々な制約の下で、運用の実績、経費の節減の努力によって累積欠損金を着実に減少させている点は評価できるが、一方、安易な予定利回りの変更は、勤労者の生活設計に影響を与えるおそれがあるため、十分な検討が必要である。 当機構の最重要課題であると認識しているが、そのような対応が見えにくく、累積欠損金の処理の検討について、具体的な活動内容の記述が望まれる。 	

中期目標	中期計画	平成16事業年度計画	平成16事業年度業務実績																																														
<p>2 健全な資産運用等 資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p>	<p>2 健全な資産運用等 イ 各共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。 ロ 各共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。</p>	<p>2 健全な資産運用等 イ 各共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。 ロ 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会に、15年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。</p>	<p>2 健全な資産運用等 イ○ 各共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として実施したものと考えている。 各共済事業における資産運用の実績は下記のとおりであり、制度の健全性の向上（中退共、林退共）又は制度の安定的な運営の維持（建退共、清退共）に必要な収益を確保できたものと考えている。 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">中退共 給付経理</th> <th colspan="2">建退共</th> <th colspan="2">清退共</th> <th rowspan="2">林退共 給付経理</th> </tr> <tr> <th>給付経理</th> <th>特別 給付経理</th> <th>給付経理</th> <th>特別 給付経理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産残高</td> <td>3,057,046</td> <td>897,388</td> <td>38,910</td> <td>7,099</td> <td>470</td> <td>14,527</td> </tr> <tr> <td>運用等収入</td> <td>83,368</td> <td>17,766</td> <td>790</td> <td>98</td> <td>2</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>運用等費用</td> <td>570</td> <td>94</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>40,087</td> <td>14,238</td> <td>1,665</td> <td>66</td> <td>4</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>決算利回り</td> <td>2.84%</td> <td>1.97%</td> <td>2.00%</td> <td>1.30%</td> <td>0.36%</td> <td>1.27%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 中退共事業においては、安全かつ効率的な資産運用の一環として ①新たに発生した余裕資金により、国債1,651億円を購入（平均利率1.56%） ②有価証券信託の信託額を新たに800億円（6月）、1,200億円（12月）増額、及びこれに伴う信託報酬率の引下げを実施（10月）③委託運用ファンド（株式・パッシブ）における証券貸借取引の実施（10月） ④「基本ポートフォリオにおける許容範囲を超えた場合の資産間リバランス運営基準」を策定（10月） なお、15年度に実施したマネージャー・ストラクチャーの再構築の結果、16年度の金銭信託全体の運用コストは13.7億円（15年度23.4億円）と、9.7億円の減少となった。 ○ 建退共事業においては、利回り向上を図るため、12月に自家運用債券の入替を実施した。 （添付資料⑧ 機構の資産運用体制）</p> <p>ロ○ 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会を開催し、4共済事業ごとに15年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 ○ 16年度は、委員会を2回（6月30日及び9月14日）開催して、16年10月19日に評価結果を公表した。 ○ 評価結果としては、4共済事業ともに、資産運用の基本方針に沿って適正に行われた旨の評価を受けている。 ○ 委員会から運用に当たり留意が必要と指摘された事項については、これを十分踏まえた運用を実施するとともに、中期的な課題については具体的な対応を検討しているところである。 ※15年度の運用結果に対する主な指摘事項 ①リバランスルールの策定（中退共） ②パフォーマンスの検証方法の検討（中退共・建退共） ③情報公開の充実を検討（4事業） （添付資料⑨ 平成15事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書）</p>		中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理	給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理	資産残高	3,057,046	897,388	38,910	7,099	470	14,527	運用等収入	83,368	17,766	790	98	2	189	運用等費用	570	94	8	1	-	3	当期純利益	40,087	14,238	1,665	66	4	121	決算利回り	2.84%	1.97%	2.00%	1.30%	0.36%	1.27%
	中退共 給付経理	建退共				清退共		林退共 給付経理																																									
		給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理																																												
資産残高	3,057,046	897,388	38,910	7,099	470	14,527																																											
運用等収入	83,368	17,766	790	98	2	189																																											
運用等費用	570	94	8	1	-	3																																											
当期純利益	40,087	14,238	1,665	66	4	121																																											
決算利回り	2.84%	1.97%	2.00%	1.30%	0.36%	1.27%																																											

	<p>ハ 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。</p>	<p>ハ 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。</p>	<p>ハ 毎月の理事会終了後、各事業の概況、資産運用残高表及び運用資産の構成状況等を厚生労働省に情報提供している。 また、提供する情報項目について検討を行い、新たに12月から中退共は、毎月開催している資産運用委員会資料及び議事要旨を、建退共、清退共、林退共は、四半期ごとに開催している資産運用委員会資料及び議事概要を厚生労働省に提供している。</p>	
<p>評価の視点</p>	<p>自己評価</p>	<p>A</p>	<p>評価</p>	<p>B</p>
<ul style="list-style-type: none"> 外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を厚生労働省に提供しているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用については、資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として実施し、制度の健全性の向上（中退共・林退共）又は制度の安定的な運営の維持（建退共・清退共）に必要な収益を確保できたものと評価されている。 15年度の運用結果については、資産運用評価委員会による評価を受け、評価結果としては、4共済事業ともに、資産運用の基本方針に沿って適正に行われた旨の評価を受けている。 同評価委員会から運用に当たり留意が必要と指摘された事項については、16年10月にリバランスルールを策定するなど指摘を十分踏まえた運用を実施するとともに、中期的な課題については具体的な対応を検討しているところである。 厚生労働省へ提供する情報の項目について検討を行い、財務状況の資料に加え、16年12月から資産運用委員会開催後、その資料及び議事要旨の提供を開始している。 		<ul style="list-style-type: none"> 当機構内の資産運用評価委員会と同意見である。 運用パフォーマンスはベンチマークと同等であり、計画通りといえる。 ほぼ適正であると認められる。 資産運用のパフォーマンスは、委託運用、自家運用ともにベンチマークとの比較によれば、ほぼそれと同等の収益率を達成しており評価できる。 資産運用委員会、外部評価委員会、厚生労働省への資料提供を組み合わせ、安全かつ効率的運用を期待する。 資産運用の判断については、組織への帰属意識が高いものが行うべきであり、その点で金融機関からの派遣者ではなく、自前の資産運用責任者の養成が急務である。 当機構の最重要課題であると認識し、委員会を設置して、効果が得られていると評価するが、もう少し、具体的な効果の記述が望まれる。 	

中期目標	中期計画	平成16事業年度計画	平成16事業年度業務実績								
<p>第5 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 積極的な情報の収集及び活用 加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済制度の運営に反映させることにより、当該制度の改善を図ること。</p>	<p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 積極的な情報の収集及び活用 イ 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。</p> <p>ロ 毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を制度運営に反映させる。</p>	<p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 積極的な情報の収集及び活用 イ 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者を参与に委嘱し、「参与会」を計画期間中に2回以上開催する。聴取した機構の業務運営に対する意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。</p> <p>ロ 民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方等の調査を行う。調査の結果については、制度運営に反映させる。</p> <p>ハ 各共済事業の事業概況を記載した事業年報をホームページへ掲載する。</p> <p>ニ 毎月の各共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、順次、ホームページへ掲載する。</p>	<p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 積極的な情報の収集及び活用 イ 参与会の開催 ○ 全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会などの事業主団体及び日本労働組合総連合会などの労働組合の有識者（14名）を参与に委嘱し、年度計画の取りまとめ時期などに参与会を開催して、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。（16年度2回）</p> <table border="1" data-bbox="1656 556 2742 814"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月15日（中退第1回）</td> <td>（1）事業概況及び平成15事業年度決算について （2）独立行政法人評価委員会等の評価結果について</td> </tr> <tr> <td>11月26日（特退第1回）</td> <td>（1）事業概況及び平成15事業年度決算について （2）独立行政法人評価委員会等の評価結果について</td> </tr> <tr> <td>3月24日（中、特合同第2回）</td> <td>（1）平成17事業年度計画（案）について （2）事業概況について</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 聴取した意見・要望を業務運営に反映させるとともに、必要に応じて厚生労働省へ報告した。</p> <p>【聴取した要望の対応例】 ・中退共制度加入済の事業主に係る適格年金部分を中退共制度へ移行が可能となるよう要望が出されたことから、これを厚生労働省へ報告した。</p> <p>ロ○ 退職金制度等の実態調査を実施した。 ・実施時期：16年9月 ・調査対象：中退共制度加入企業（5,200社）及びその従業員（10,400人） ・調査内容：企業及び従業員の退職金（制度）に対するニーズ調査 ・調査結果：16年10月に単純集計結果を厚生労働省に提供するとともに、調査報告書を作成した。調査結果の概要を17年度にホームページで公表（17年5月）</p> <p>○ この調査結果については厚生労働省において今後の制度改善の検討資料とされた。 ○ 調査結果の制度への要望欄について取りまとめを行い、Q&Aを作成し、加入者からの相談等に対し適切な対応が行えるよう、要望内容を職員に周知した。また、加入者の一番関心が高かった累積欠損金については、Q&Aを「中退共だより」（17年4月発行）に掲載し、加入者に対し説明を行った。</p> <p>ハ 10月7日、機構ホームページに事業年報を掲載。（HP構成の見直しを行い、17年4月1日、統計資料の項目に掲載）</p> <p>ニ 月次データや資産運用等のデータについて、各ホームページの掲載情報の拡充や更新の迅速化等を検討し、17年4月1日のリニューアル時に全ての共済事業ホームページで統計情報の閲覧が可能となった。</p>	開催日	議題	11月15日（中退第1回）	（1）事業概況及び平成15事業年度決算について （2）独立行政法人評価委員会等の評価結果について	11月26日（特退第1回）	（1）事業概況及び平成15事業年度決算について （2）独立行政法人評価委員会等の評価結果について	3月24日（中、特合同第2回）	（1）平成17事業年度計画（案）について （2）事業概況について
開催日	議題										
11月15日（中退第1回）	（1）事業概況及び平成15事業年度決算について （2）独立行政法人評価委員会等の評価結果について										
11月26日（特退第1回）	（1）事業概況及び平成15事業年度決算について （2）独立行政法人評価委員会等の評価結果について										
3月24日（中、特合同第2回）	（1）平成17事業年度計画（案）について （2）事業概況について										

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート

評価の視点	自己評価	B	評定	B
<p>・加入者の要望、統計等の各種情報の整理、実態調査等による積極的な情報収集を実施し、かつその結果を退職金共済制度の運営に反映させるための措置を講じているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部の有識者で構成する参与会を開催して、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ○ 各共済事業の加入状況などの月次の統計資料や事業年報をホームページへ掲載し、積極的に情報提供した。 ○ 退職金制度に関する実態調査を実施し、加入者の要望については適切な対応が行えるよう Q&A を作成し職員に周知した。また、調査結果は今後の制度改善の検討資料とされた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを活用した情報提供を行った。 ・ 計画通りである。 ・ 参与会や実態調査によって情報収集をしている努力は評価できる。ただし、一方的な情報収集だけでなく、この機会に情報を提供し勧誘を行うなどのより積極的雙方向的な取り組みが望まれる。 ・ あまり「積極的な情報収集」とは感じられない。 	

中期目標	中期計画	平成 16 事業年度計画	平成 16 事業年度業務実績
<p>2 建設業退職金共済事業の適正化 建設業退職金共済事業に関して、次の事項に係る改善策等を検討し、適切な措置を講ずること。</p> <p>① 就労日数に応じた掛金の納付の確保</p> <p>② 長期未更新者に対する退職金の確実な支給</p> <p>③ 共済証紙による掛金納付方式の見直し</p>	<p>2 建設業退職金共済事業の適正化 (1) 実態調査の実施等 建退共事業に関して、以下の調査等を実施し、その結果を事業の改善策等の検討、その他制度運営に反映させる。</p> <p>① 建設現場等における制度の運用状況を把握するため事業主等に対する実態調査を実施する。</p> <p>② 共済契約者等に対し、被共済者の在籍状況等を定期的に調査する。</p> <p>③ 建設業関係団体の協力を得て、職種毎に、事業主に対して、退職金制度に関する意識調査を実施する。</p> <p>(2) 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策の実施 建退共事業に関して、就労日数に応じた掛金の納付の確保をするとともに、長期未更新者に対する退職金の確実な支給を行うため、以下の措置を講じる。</p> <p>イ 共済契約者等に対する指導の徹底等</p> <p>① 共済手帳及び共済証紙の受払簿を普及させる。</p> <p>② 機構と業務委託先とのオンラインの整備により、直近の共済契約者管理データを把握できるシステムを確立し、加入履行証明書発行の際の手帳、証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた掛金納付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。</p> <p>③ 証紙購入高 2 万円未満の共済契約者を対象としていたものを拡大し、証紙購入高にかかわらず、一定期間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し手帳更新など適切な措置をとるよう要請する。</p>	<p>2 建設業退職金共済事業の適正化 (1) 実態調査の実施等</p> <p>① 建設現場等における制度の運用状況を把握するため事業主等に対する実態調査を実施する。</p> <p>② 建設業関係団体の協力を得て、職種ごとに、事業主に対して、退職金制度に関する意識調査を実施する。</p> <p>(2) 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策の実施 建退共事業に関して、就労日数に応じた掛金の納付の確保をするとともに、長期未更新者に対する退職金の確実な支給を行うため、以下の措置を講じる。</p> <p>イ 共済契約者等に対する指導の徹底等</p> <p>① 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図る。</p> <p>② 機構と建退共事業に係る業務委託先とのオンラインの整備を平成 16 年度末までに行うとともに、加入履行証明書発行の際の手帳、証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた掛金納付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。</p> <p>③ 証紙購入高 2 万円未満の共済契約者を対象としていたものを拡大し、証紙購入高にかかわらず、2 年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し手帳更新など適切な措置をとるよう要請する。</p>	<p>2 建設業退職金共済事業の適正化 (1) 実態調査の実施等</p> <p>① 建設現場等における制度の運用状況を把握するため事業主等に対する実態調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の実施：7 月～9 月 ・調査研究委員会の開催：6 回 ・調査結果の公表：3 月 <p>② 建設業関係団体の協力を得て、職種ごとに、事業主に対して、退職金制度に関する意識調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：6 月、9 月、11 月、2 月 ・調査対象：建設会社 (2,350 社) ・調査内容：制度の認知度、加入状況及び加入予定のない理由 ・調査結果：結果を加入促進活動に活用 <p>(2) 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策の実施</p> <p>イ 共済契約者等に対する指導の徹底等</p> <p>① 各種説明会、加入・履行証明書発行（発行枚数 135,807 枚）等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図った。</p> <p>② 機構と建退共事業に係る業務委託先とのオンラインの整備を 9 月に行うとともに、加入・履行証明書発行の際、手帳、証紙の受払簿を審査要領に基づき厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた掛金納付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。</p> <p>③ 証紙購入高にかかわらず、2 年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し手帳更新など適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付 44,684 件）した。</p>

	<p>④ 元請事業主が下請事業主の対象労働者について必要となる共済証紙を一括購入するよう定めている「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」の周知徹底をするとともに、元請事業主から下請事業主への証紙交付が円滑に行えるよう、就労状況報告等、所要の様式を普及させる。</p> <p>⑤ 元請事業主に対して、「建退共現場標識」の掲示を普及させることにより、下請事業主等に対して建退共制度の周知をするとともに、制度加入に対する意識を高める。</p> <p>ロ 被共済者に対する要請等</p> <p>① 3年間手帳の更新のない被共済者について、手帳更新、退職金請求等の手続きをとるよう要請する。</p> <p>② 被共済者の建退共制度加入に対する意識を高める観点から、ホームページにおける共済契約者情報の提供システムを構築するとともに、新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨の通知を行う。</p> <p>ハ 被共済者の重複加入のチェックの実施</p> <p>実際の就労日数に見合った退職金が確保されるよう、被共済者の重複加入をチェックするシステムを構築する。</p>	<p>④ 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、元請事業主が下請事業主の対象労働者について必要となる共済証紙を一括購入するよう定めている「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」の周知徹底を図るとともに、元請事業主から下請事業主への証紙交付が円滑に行えるよう、就労状況報告等、所要の様式の普及を図る。</p> <p>⑤ 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、元請事業主に対して、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示の普及を推進することにより、下請事業主等に対して建退共制度の周知を図るとともに、制度加入に対する意識を高める。</p> <p>ロ 被共済者に対する要請等</p> <p>① 3年間手帳の更新のない被共済者について、手帳更新、退職金請求等の手続きをとるよう要請する。</p> <p>② 被共済者の建退共制度加入に対する意識を高める観点から、ホームページにおける共済契約者情報の提供を行うとともに、新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨の通知を行う。</p>	<p>④ 各種説明会、加入・履行証明書発行（発行枚数 135,807 枚）等の機会をとらえ、元請事業主が下請事業主の対象労働者について必要となる共済証紙を一括購入するよう定めている「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」の周知徹底を図るとともに、元請事業主から下請事業主への証紙交付が円滑に行えるよう、就労状況報告等、所要の様式の普及を図るよう要請した。</p> <p>⑤ 各種説明会、加入・履行証明書発行（発行枚数 135,807 枚）等の機会をとらえ、元請事業主に対して、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示の普及を推進することにより、下請事業主等に対して建退共制度の周知を図るとともに、制度加入に対する意識を高めるよう要請した。</p> <p>ロ 被共済者に対する要請等</p> <p>① 3年間手帳の更新のない被共済者を把握し、手帳更新、退職金請求等の手続きをとるよう要請（要請件数 31,014 件）し、この結果、手帳の更新（手帳更新件数 1,177 件）や退職金請求（退職金請求件数 1,258 件）が行われた。</p> <p>② 被共済者の建退共制度加入に対する意識を高める観点から、ホームページにおける共済契約者情報の提供を行うとともに、新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨の通知（被共済者に対する通知 107,954 件）を行った。</p> <p>（注）16年度は経過措置として、被共済者の住所記入欄のない旧申込書による加入申込についてはそのまま受理したため、実際に通知を行った被共済者は新規加入被共済者全体の61%となっている。</p>
--	--	---	--

	<p>(3) 新たな掛金納付方式の検討 共済契約者の事務負担の軽減をす るとともに、制度の適正な履行を促 進する観点から、手帳・証紙方式に 代わる、新たな掛金納付方式の導入 に関し、これまでの検討成果を踏ま えて、そのための調査等を行う。</p>	<p>(3) 新たな掛金納付方式の検討 イ モニター実験の規模を拡大（企業 単位で行う等）し、より実態に近づ けた実験を実施する。 ロ 規模を拡大したモニター実験か ら得られた実務的な問題点の整理 を行う。</p>	<p>(3) 新たな掛金納付方式の検討 イ モニター実験を現場単位から企業単位で行うなど規模を拡大し、より実態に近づけた実験を実施 した。 ロ 規模を拡大したモニター実験から得られた実務的な問題点の整理を行った。 【今後の検討事項】 ・ 共済契約者における就労報告書の作成、取りまとめに要する日数、事務負担の把握 ・ 企業全体として経済面、事務手続き面での対応方策の検証 ・ 建退共として、データ量が拡大した場合の経済面、事務手続き面での対応方策の検証</p>
--	--	---	---

評価の視点	自己評価	A	評価	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査の実施等の措置を講じているか。 ・ 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策を実施しているか。 ・ 新たな掛金納付方式の検討を行っているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 実態調査の実施等については、</p> <p>i 調査研究委員会を6回開催し、実態調査を7月～9月に実施した。調査結果の公表を3月に行った。</p> <p>ii 建設業関係団体の協力を得て、事業主に対して、退職金制度に関する意識調査を実施した。</p> <p>○ 就労日数に応じた掛金の納付確保等のための改善策の実施については、</p> <p>i 機構と建退共に係る業務委託先とのオンラインの整備を、半年前倒しして9月に完了した。</p> <p>ii 証紙購入高にかかわらず、2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者4万5千事業所を対象に手帳更新など適切な措置をとるよう要請した。</p> <p>iii 3年間手帳の更新のない被共済者を把握し、手帳更新、退職金請求等の手続きを取るよう要請した。約3万1千件の要請に対して、手帳の更新、退職金の請求を合わせ約2千4百人が改善された。</p> <p>○ 新たな掛金納付方式の検討については、</p> <p>i モニター実験を現場単位から企業単位で行うなど規模を拡大し、より実態に近づけた実験を実施した。</p> <p>ii 規模を拡大したモニター実験から得られた実務的な問題点の整理を行った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ計画通りで進んでいる。 ・ 計画に対して意欲的に取り組み、一定の成果を得た、と評価できる。 ・ 共済契約者に対する指導や被共済者に対する要請を行った。 ・ オンラインの整備をした。 ・ 努力は評価するが、結果は計画通りと考えられる。 ・ まだ、結果が出ていない。 ・ 通常業務の見直し、改訂が主なものであり、特に顕著な成果は見られない。 ・ 3年間手帳更新のない被共済者と退職金請求手続きをとっていない者の把握率が依然として低い。引き続き改善の努力をする必要がある。 ・ 実態調査、意識調査、適正化のための手帳更新の要請など、個別の取組には高く評価できるが、調査結果の適正化への利用状況などについての情報把握が求められる。 ・ 実施した施策に対する効果を調査して、記載することが望まれる。 	

中期目標		中期計画		平成 16 事業年度計画		平成 16 事業年度業務実績	
<p>3 中期計画の定期的な進行管理 中期計画の進行状況を定期的に把握し、中期計画を踏まえた一体的かつ円滑な業務運営に努めること。</p>		<p>3 中期計画の定期的な進行管理 機構として中期計画の進行状況を定期的に把握し、中期計画を踏まえた一体的かつ円滑な業務運営を行う。</p>		<p>3 中期計画の定期的な進行管理 ○ 機構として中期計画の進行状況を定期的に把握するため、業務推進委員会を開催し、四半期ごとに年度計画の進捗状況等の検証を行い、必要に応じて業務運営の改善を行う。</p>		<p>3 中期計画の定期的な進行管理 ○ 年度計画の進捗状況については、全役員等で構成する業務推進委員会を開催して、各事業本部等から四半期における年度計画の項目ごとの進捗状況の報告を受けるとともに、その結果に基づき必要な措置を講じた。</p> <p>【主な措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごとの予算執行状況、予定外の必要経費を踏まえ、経費節減を指示 ・ 自然災害による新規加入の減少等加入状況を踏まえ、加入促進対策を強化 <p>○ 16 年度は委員会を 5 回開催した。</p> <p>16. 4. 22～4. 27 15 年度実績報告（速報）に基づき審議 16. 6. 15 機構の 15 年度実績報告（案）の審議 16. 7. 29～8. 4 第 1・四半期における年度計画の進捗状況の報告を受け、検証を実施 16. 10. 8～10. 14 16 年度上半期の進捗状況報告に基づき検証を実施 17. 1. 17～1. 18 第 3・四半期における年度計画の進捗状況報告に基づき検証を実施</p> <p>○ 検証結果については、各事業本部において開催されている幹部会等において各課、室の担当職員に周知を行った。</p>	
<p>評価の視点</p> <p>・ 内部の会議を定期的に開催するなど、業務の遂行状況の把握や一体的な業務運営のために必要な措置を講じているか。（再掲）</p>		<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 機構全体及び各事業本部ごとに、各種会議を定期的で開催の上、年度単位等の計画の策定を行うとともに、その計画の進捗状況や資産運用の状況など、業務の遂行状況の把握をきめ細かく、確実に実行し、自然災害後の加入促進対策の見直しなど進捗状況等を踏まえた機構全体での業務の計画的かつ着実な進行に努めた結果、年度全体としては目標を達成できている。</p> <p>○ 15 事業年度の業務実績評価結果と併せ、職員一人一人にその内容の周知を図るとともに、年度計画とリンクした業績評価を行う人事評価制度の試行を通じて、計画における各職員の位置付け、役割を明らかにすることにより職員の更なる意識改革を図っている。</p>		<p>評価</p> <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着実に実行すべきものである。 ・ 概ね計画通りである。 ・ 評価シート 2 と重複しているため、整理すべきである。 ・ 実施が比較的容易である。 ・ 評価シートおよび補足資料全般から、計画の定期的進行管理の姿勢が十分にうかがわれる。 ・ 目標に沿って一定の成果をあげているが、職員の士気、理解度、参画意識等を懸念する。 			

中期目標	中期計画	平成 16 事業年度計画	平成 16 事業年度業務実績
	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙（略）</p> <p>2 収支計画 別紙（略）</p> <p>3 資金計画 別紙（略）</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円</p> <p>2 想定される理由 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p>	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙（略）</p> <p>2 収支計画 別紙（略）</p> <p>3 資金計画 別紙（略）</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円</p> <p>2 想定される理由 ○ 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため</p>	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画 予算、収支計画及び資金計画に関しては、計画の範囲において既存経費を見直し、新規対策の経費に充当するなど適正に執行した。 運営費交付金の収益化に当たっては、費用進行基準により適正に執行した。</p> <p>1 予算の執行状況 ① 総括 別紙1のとおり ② 中退共勘定 別紙2のとおり ③ 建退共勘定 別紙3のとおり ④ 清退共勘定 別紙4のとおり ⑤ 林退共勘定 別紙5のとおり</p> <p>2 収支計画の執行状況 ① 総括 別紙6のとおり ② 中退共勘定 別紙7のとおり ③ 建退共勘定 別紙8のとおり ④ 清退共勘定 別紙9のとおり ⑤ 林退共勘定 別紙10のとおり</p> <p>3 資金計画の執行状況 ① 総括 別紙11のとおり ② 中退共勘定 別紙12のとおり ③ 建退共勘定 別紙13のとおり ④ 清退共勘定 別紙14のとおり ⑤ 林退共勘定 別紙15のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額 短期借入については、16年度において実績なし</p>

	<p>第8 剰余金の使途 なし</p>						
<p>評価の視点</p>		<p>自己評価</p>	<p>A</p>		<p>評定</p>	<p>A</p>	
<p>・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の範囲内で、既存経費を見直し、新規・拡充対策の経費に充当するなど適正に執行している。 ○ 全体としては、予算に対して約5.4億円減となり、うち約1.9億円を給付経理からの繰入額減額による累損解消に充てている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ計画通りの執行状況と、評価できる。 ・ 特に顕著なものは見られない。 ・ 費用削減の効果分を、予定外ではあるが必要な新規・拡充対策経費に充当するなど、より高度な計画の実施を目指す姿勢は評価できる。 		

中期目標	中期計画	平成 16 事業年度計画	平成 16 事業年度業務実績
	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>1 方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修を実施する。</p> <p>③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施するとともに、年金資金運用機関等との交流を図るなど内外の人事交流を行う。</p> <p>2 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の95%とする。 (参考1)</p> <p>① 期初の常勤職員数 270名</p> <p>② 期末の常勤職員数の見込み 257名</p> <p>(参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期計画期間中の人件費総額見込み 14,159百万円</p>		<p>第7 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 職員の採用、研修等の状況</p> <p>職員の採用、研修、人事交流等について、下記の取組みを実施するとともに、中期計画期間における常勤職員数の数値目標の達成に向けて、システム開発業務の外部移管作業などを着実に推進した。</p> <p>○ 職員の採用に当たっては、幅広く個別の大学に採用案内を送付し募集要項に「資産運用業務」を明記するとともに、採用試験受験申込書と履歴書を統一した書式に見直しするなどして多彩な人材募集を行った。(16年度応募者 246名)</p> <p>○ 職員の質の向上を図ることを目的として、会計関係、資産運用関係、情報公開・個人情報対応、情報処理等の研修を計画的かつ積極的に実施した。(合計65講座、533人)</p> <p>○ 職員の資質の向上を図る観点から、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行った。16年4月</p> <p>① 異動する30歳以下の職員は全て初めての部署に配置した。</p> <p>② 中高年の職員についても、その能力・適性・経験等を踏まえて適材適所の人事配置をした。</p> <p>③ 人事異動の規模 37%</p> <p>○ 年金資金運用機関等との人事交流に向けて条件整備等の協議を行い、17年度から年金資金運用基金へ職員を出向させる運びとなった。</p> <p>○ 人事評価制度について、年度後半に試行実施を行う等により検討を行い、17年度からの実施の運びとなった。</p> <p>(2) 人員に関する指標の状況</p> <p>○ 16年度計画期初の常勤職員数は270名であり、年度末も同様であった。</p> <p>○ 職員数の削減に向けて、業務の外部委託の準備等を行った。</p>

評価の視点	自己評価	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の採用、研修、人事交流等について、計画的かつ積極的に実施しているか。(再掲) ・ 常勤職員数の数値目標の達成に向けて、着実に進展しているか。 	<p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の採用案内の送付先などを見直したことなどにより、応募者数が前年の約3倍となった。 ○ 職員の資質向上を図るため、65講座、533人を対象に研修を実施するとともに、各職務階層別の研修及び専門的、実務的な研修を体系化した能力開発プログラムを策定し、これに基づき、平成17年度の研修計画を策定している。 ○ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行うとともに、年金資金運用機関等との人事交流に向けて条件整備等の協議を行い、17年度から年金資金運用基金へ職員を出向させる運びとなった。 ○ 人事評価制度について、年度後半に試行する等により検討を行い、17年度からの実施の運びとなった。 ○ 常勤職員数の数値目標の達成に向けて、システム開発業務の外部委託等を着実に推進している。(17年度期初の職員数△3名) 	<p style="text-align: center;">B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修を積極的に実施した。 ・ 採用試験受験者を増大させた。 ・ ON TARGET。 ・ 適正であると認められる。 ・ 研修の充実、人事交流等将来に向かっての投資として評価するが、人員に対する見方が甘いのではないか。 ・ 採用・研修をはじめとする人事に関する計画の前倒し実施は高く評価されるが、なお、予算的には研修にかかる費用が68万円では十分な研修ができているといえるのか疑問である。とりわけ資金運用やマネジメント全般に関するコア人材の育成に関しては、組織の経営戦略の効率的・効果的实施のため、今後さらに重点的に検討すべきである。 ・ 計画的かつ積極的に取り組み、成果をあげたと評価できる。 ・ 職員の志気のためにも、ラスパイレス(東京在住者、96.5)を100とするように経営努力をされたい。 ・ 評価シート1と重複しているので、整理すべきである。